

平成19年9月11日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	森 田	利 明
局 長 補 佐	澤 野	政 信
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	唐	島		稔
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課	北	村	和	博
企	画課	竹	下		勇
総	務課	北	御門	敏	則
財	政課	打	上	俊	雄
市	民課長兼選挙管理委員会事務局	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	迎		和	泉
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	平	石	和	弘
商	工観光課長補佐	有	森	滋	樹
都	市建設課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	藤	家	敏	昭
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課参事	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員	植	松	治	彦

平成19年9月11日（火）議事日程

開 議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成19年鹿島市議会9月定例会一般質問通告書

順番	議 員 名	質 問 要 旨
1	14 松 尾 征 子	<p>1. 市民が安心できるまちづくりを 新幹線建設問題が山場を迎えるなか、県の言う事を聞かなければ鹿島市は、今後だめになるのではないかと市民の不安の声も聞かれる。今こそ市民が安心できるまちづくりに取り組まなければいけない。市民が一緒にやろう、みんなで取り組もうと言えるまちづくりを。</p> <p>(1) 鹿島市のすばらしい自然や資源（農林漁）、さらに人材を生かし、これまで培われてきた地元の産業を発展させる事を基本に、行政はもとより関係者・市民が一体となったまちづくりを。</p> <p>(2) 子供や高齢者、障害者を中心とした福祉行政については、財政が厳しいということで後退をさせない取り組みを。</p> <p>2. 生活保護について 北九州市問題をはじめ生活保護の取り組みが大きな社会問題となっている。鹿島市の取り組みはどうなっているのか。</p> <p>3. 日本の歴史公園100選に選定された旭ヶ岡公園を市民のシンボルとなる様な取り組みを。</p>
2	5 馬 場 勉	<p>1. 207号バイパス沿線の開発について (1) 市の玄関としての活用（道の駅など）</p> <p>2. 学校ほか空き施設の利用等について (1) 北鹿島農村婦人の家の活用 (2) 学校の空き教室の活用</p> <p>3. 医療行政の今後について (1) 予防を重視した取り組みについて (2) 既存施設（民間施設も含めた）のネットワーク</p>
3	8 福 井 正	<p>1. 鹿島市の産業活性化について (1) 国道207号バイパス沿道の開発について</p> <p>2. 安全安心なまちづくりについて (1) 鹿島市内の公共施設及び水道、公共下水道の耐震強度について (2) 民間の施設の耐震強度について (3) 災害時の水、食料、医薬品などの備蓄状況及び配布計画について</p> <p>3. 鹿島市の住民基本台帳ネットワークシステムについて (1) 住民基本カードについて (2) 住民基本カードの活用及び普及について</p>

順番	議員名	質問要旨
4	7 徳村博紀	1. 市内オープン教室について (1) 明倫小学校のオープン教室について ①防音壁はあったほうが良いと思うが？ ②6月議案審議後、何かしらアクションを起こしたか？ 2. 街づくりについて (1) 市内の企業に頑張ってもらっているが、本市としては、どこまでどのようなサポートをしていくのか？ (2) 企業誘致について ①本市は他市に比べて企業誘致数が少ない原因は？ ②企業誘致に必要な幹線道路について、どのように考えているか？ 3. 税金について (1) 税源移譲に伴う増税感について ①市・県民税が上がって所得税が下がった。プラスマイナスゼロという説明もあったが、個人負担は以前より増えているように思える。年末調整あたりでプラマイゼロになるのか？ ②昨年退職した方についてはどうか？

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（橋爪 敏君）

本日の日程は、お手元の日程表どおり、一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。まず、14番議員松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おはようございます。14番松尾です。通告いたしました件について質問をしていきたいと思っております。

7月の参議院選挙後、きのうは初めての臨時国会があり、安倍晋三首相は所信表明演説をなさったわけですがけれども、今回の選挙で何で自民党が大敗したかというような、そういう本当に反省があるだろうかというような所信表明に終わったと思っております。国民が構造改革と戦後レジームからの脱却や美しい国を掲げた安倍首相の改憲押しつけにノーという審判を突きつけたにもかかわらず、国民の声に耳をかさず、居直りを続けようとするという、本当に驚くべき状況だと思っております。それよりも、テロ特措法の問題など見てみますと、アメリカとの約束が実現できなければ退陣をすと言ひ、国民がノーを突きつけたのには全く耳をかさ

ないという、どこの首相なのかなと首をかしげたくなるような事態もあったような気がします。このまま行けば、まだまだ私たちの暮らしというのは大変な事態が続いていくんじゃないかと非常に心配ですが、それを続けさせることは許せないことだと思います。

さて、本題に入りたいと思います。

まず、私は、市民が安心できるまちづくりということで通告をいたしておりますが、これは今、新幹線問題に絡んで、いろいろと多くの市民の人たちの不安がありますので、私は提起をしていきたいと思っています。

新幹線問題は、県との確認事項に基づいて、17年8月末に経営分離に同意しないという結論が出たにもかかわらず、古川県政は、何としても新幹線長崎ルートに着工をと、ありとあらゆる手段を使い、鹿島市民や県民の意向を覆そうとしています。振興策なるものをちらつかせて、何としても同意をとりたいとすることは、絶対許せるものではありません。鹿島市が話に応じないと言いながら、数回のテレビ討論会や新幹線問題について私たちも取り組んできた、その催しにも出てもらえない。その一方、あたかも期成会、また鹿島市長が話し合いに応じないような発言の繰り返し。本当に許せないことだと思います。このような古川県政のもとで、市民の暮らしの問題などが山積みされているにもかかわらず、あるときは、肝心な仕事は置き去りにしながら、新幹線問題で金と時間をとるといふ、この2年間ではなかったでしょうか。

古川県政は、県民世論を分断させ、新幹線推進自治体には金をばらまくなど、許せないこともやってきております。新聞報道によれば、佐賀県の財政は2010年には再建団体に転落するおそれがあるということが書かれております。昨日、私は、県に数項目のことで交渉に行きましたが、福祉関係のお話をしているときに、やらなくてはいけないということはわかっているけど、財源的に大変なんだと、だから、どうしようもないというようなことを職員の方がおっしゃいました。私はそれを聞いたときに、じゃ、ばらまきの1億円のあれはどうかと、本当に腹立たしく思って、つついその職員に言いました。そういうお金があるなら福祉のほうに回すべきじゃないかと、古川知事にちゃんと言っとってくれというようなことを私は言ってきましたけれども、本当に許せないことばかりやっています。

しかし、古川県政がどんな攻撃や振興策などで脅しをかけても、基本は崩れていないと思います。まず、日本共産党の仁比参議院議員に国土交通大臣や鉄道局長が答えたすべての沿線自治体の同意がないと着工できないということ、また、その後、民主党の大串代議士に対しても、枠組みの変更については、これまでも沿線の全地方公共団体の同意が必要であるということで牢固として守ってきました、今回も守っております、変えるつもりはありませんと、国土交通大臣が正式に発言をしています。ですから、私たち鹿島市民がどんな脅しや甘いことを突きつけられようと、問題のないことです。さらにいろんな手を打ってきている知事さえも、ルールが変わるとは思っていないとはっきり発言をされているわけです。

ただ、一部市民の中には、桑原市政は県の言うことを聞かんから、県から嫌われて、何もしてもらえん。このままいけば鹿島市はだめになってしまう。新幹線は要らんでも、長い目で見て、県の言うことも聞かんばいかんばいという人もいます。

今日の鹿島市民の暮らしを見ておりますと、本当に大変なのはわかります。まず、鹿島市の経済を支えてきた建設業界が全くというほど落ち込んでいます。西牟田にある建設業会館が売りに出されているのを見ても、そのことが明らかではないでしょうか。先月も、長い間、鹿島市の中心になってきた建設業が1件倒産しています。

商店街に行きますと、商店の御主人が、全くお客が来ない、毎日の食事代もままならない、蓄えも使い果たした、こうおっしゃいました。だからといって、店を閉めることもできない、先が全く見えないとおっしゃっていました。このようなお店はここだけではありません。

また、最近、ある自営業者の方が私のところに来られました。売り上げの落ち込みが続いて、みずからの給料も払えない。税金もこれまで頑張って払ってきたけど、限界です。何とかならないでしょうかと、必死で訴えられました。農業や漁業の方も毎月の払いに追われる、やめるにやめられないとおっしゃっています。さらには、仕事がない人たち、あっても安い賃金で生活の保障はない。高齢者の方たちは、わずかな年金から高い医療費を初め否応なしに出費がさせられています。このような状況ですから、サービス業など、もちろんお手上げ状態です。そして、このような状態がひどくなったのも、桑原市政が県の言うことを聞かないから取り残されているという論法が広がりつつあります。

私は、このような状況は、もちろん桑原市政にも問題がないとは言いませんが、第1の大きな要因は、これまで引き続いてきた自公政権、特に小泉、安倍政権が進めてきた弱肉強食の構造改革の矛盾だと思います。庶民への重税、社会保障の切り捨て、働くルールの破壊が重なり合って、貧困と格差が劇的に拡大して今のような問題が起きてきたと言われていています。この結果は、さきの参議院選挙ではっきり出たと思います。もちろん、このことはこれまでも私は再三指摘してきました。桑原鹿島市政は、新幹線問題以外は忠実に国から与えられた仕事をするということが続いております。私は、そんな中でも鹿島市の独自性を出して、市民の立場に立った市政をと何度も提案をしてきたと思います。特に、鹿島市の経済を支え続けてきた農業政策など、国の言うままの取り組みが進められ、取り組みのたびに農家の経営は落ち込み、農家や農業人口は後退してきたと私は思います。今、市民の生活がここまで落ち込んできたとき、市民の皆さんの中に大きな不安があるのは当然のことだと思います。そして、それが桑原市政が県の言うことを聞かないから県が予算もくれないなど言われる、そのことだと思います。

このようなとき、県の言うことを聞けば県が何とかしてくれると思われるのも仕方がないことではと思いますが、それだけで解決できるものではありません。また、県の言うことを聞いたからと県がしてくれるわけではないし、それを待つわけにはいきません。市長、あなたはこれ

までも、ほかの自治体にはないようなユニークな取り組みもされてきたではないですか。ガタリンピックを皮切りに、海の森事業や学校への福祉教育などいろいろとあると思います。ところが、こういう取り組みも、ある面では一部の市民の取り組み、全市民のものとなり得なかったというところに、そういう言葉が出てくる問題もあると思います。そのためには、行政が先頭になって、多くの市民から一緒にやろうや、おれもやるぞというようなまちづくりの構想を持ち出すことが今必要だと思います。また、市が先頭に立つだけでなく、市民の提案に積極的にこたえ、取り入れて、取り組むことも大事だと思います。

鹿島市は、自然や農林水産などすばらしい資源があります。さらに、人材があります。これらを十分に生かすまちづくりに取り組むときではないでしょうか。また、これまで培われてきた地元の産業があります。文化もあります。一刀彫や鹿島錦を初め、いろんな文化、多くのものが鹿島にあるではありませんか。歴史の遺産もあります。藤の森や、誕生院や蟻尾山、それから旭ヶ岡公園、私の周辺でも、御存じない方もあると思いますが、泣きびす地蔵とか、いぼ地蔵とか、しもん神さんとか、おもに神社とか、いろいろあります。市内を挙げれば、数限りない多くの宝物を鹿島市は持っていると思います。これらを基本に、行政が中心に、関係者、市民が一体となったまちづくりを私は提起するものです。

まちづくりといえば、交流人口の拡大や観光の問題がまず挙がってきます。私は、まず大事なことは、鹿島に住む市民の暮らしがどうなるかということが大切だと思います。つまり、すべての市民が憲法25条にうたわれているように、文化的で最低生活が保障されるような、そういうまちづくりを私はしていかななくてはいけないと思います。仕事についても、文化についても、鹿島にいてよかったというまちづくりが必要になってきていると思います。それは、県や国から与えられるものではないと私は思います。

今回の冒頭、市長が述べられましたが、福岡のほうで、有明物産フェアというのがありました。これに私も参加をしてきましたが、実は15年前も大野城市で同じようなことをやりましたが、2つのこの物産展に取り組むに当たって、大きく鹿島市の産業が後退していることを私は目の前に見ました。今回の取り組みのときにも、農家の方とか、それから業者の方たちに店を出をお願いして、私は回りました。まず気づいたのは、15年前からすれば、鹿島の物産が非常に少なくなっているということですね。農産物にしても非常に少なくなっています。それから、15年前出してもらったところでも、持っていくには、もう人間がいないと、うちはまだこれでやっとならやっているので、ぎりぎりの人数ですから、それを持っていくこともできませんというような、そういうことをおっしゃったところもありました。

本当に、今回取り組んでみて、私は、そういう問題を、幸い15年前と今回がありますので、検証しながら、何をしなくてはいけないかということを私ははっきり、これから改善していかななくてはいけないと思いますが、特に、農産物などは全国回ってみまして、特産品というようなことでうたわれるところがたくさんありますが、しかし、そういう特産品というのは

どこでも余り変わったものじゃないわけですね。例えば、ミカンだとかトマトだとか、野菜類、いろいろありますが、どう違うかという、一番大きなのは、もちろんおいしいようにつくってあるということだと思いますが、名前をどうつけてあるかということだけで、私はすぐ皆さんにアピールをしていくというような、そういうのもあると思うんですよ。そういうことになると、個人的にはなかなかできないことです。

だから、こういう農業の問題にしますと、農家の人、市もちろん、農協なども一緒になって、じゃ、どういうものをどう取り組んでいこうかと、すべての農産物じゃなくていいと思います。ただ一品だけでもいいと思います。今度の補正予算の中にも、ミニトマトとか、キュウリとか、トマトとかの、何か補助金が出て、それをつくるというようなことも上がっておりますが、ただ単に補助金が出たからつくるといっただけじゃなくて、じゃ、それをどう生かしていくかというような、そういうところまで私たちが具体的に取り組んでいって、物産をやっぱり私たちのものとして大きくアピールするというのも、私は大事じゃないかと思っています。

本当に、この物産展をする中で、皆さんも頑張っていたわけですが、この物産展に取り組むに当たっては、まず企画をしてくださったのは鹿島市出身の方なんですよね。私の同級生でもありますが、鹿島のもの何とかせんといかんと彼はしょっちゅう言っています。物産展をやるやないかという今回の企画も昨年からやったわけですが、まずはそういう人材も必要だと思います。そういう鹿島を出た、いろんなすばらしいアイデアを持った人たちもいらっしゃいます。そういう人材の活用、市内にももちろんいらっしゃいます。

人材といいますと、8日の日、土曜日ですね、鹿島高校の同窓会総会がありました。私は、その場で今回講演をしてもらった、ここにパンフレットもありますが、井上英明さんという、この方の取り組みに非常に感動しました。これは、この方のテレビ放映もきのうあっていましたね。これもたまたま私、テレビをつけましたらあっておりましたが、もうお聞きになった方は御存じの方もいっぱいあると思いますが、お花屋さんというんですかね、やっていらして、61店舗ですか、札幌、大阪、福岡など61店舗。取り組みが非常にユニークなわけですが、私が目をつけたのは、しめしめと思いました。彼は、そういう仕事を始めるのは、鹿島市の緑に囲まれたところで育った、そのことがきっかけになって、そういうのを始めたというようなこともあるようですが、私はすぐ彼のところに行きました。そして、お花をどこから仕入れていますかと聞きました。61店舗ですから、すごいですよね。東京のあらゆる駅の中にお店があるわけですからね。聞きましたら、外国からですかと言ったら、いや、全部国産ですよとおっしゃったので、じゃ、もしかして鹿島で大々的にお花をつくったときに入れ込むということが出来ますかというようなことも聞きました。もちろん、急に言われて、うん、よかよというような答えは出ませんでした。やはりそういういろんなのを私たちが

とらえながら、積極的に働きかけをしていく、そういうことでお手伝いをしてくださる人はいっぱいいらっしゃると思うんですね。

特に、この有明物産展の取り組みについても、ただ単に単発的に、そこでお店を出すということじゃなくて、この次はそこに出した品物を1品でもいいから、鹿島のこれというのをそのお店にとっていただくようなことをしようじゃないかと、そういうことも今私たちは話しておりますがね。そういう形での取り組みをしながら進めていかれるわけですが、この2つをとっただけでも夢は広がっていくわけですね。だから、市内にいる多くの人や全国の人たちのアイデアをかりながら、私たちが鹿島をどうしていくかということをやっぱりつかんでいく必要があるんじゃないかと思います。

これは、ただ単に、そういう産業部門だけでなく、文化の面でも私はあると思うんですね。これも同窓会総会の折ですが、私の同級生が福岡から来ました。皆さんも御存じだと思いますが、市制50周年のとき自衛隊の音楽隊の指揮をしてくれた佐藤君という方ですがね。彼は、鹿島に来た1つのですね、ただ同窓会に来るというんじゃないくて、何か鹿島に僕もお返しをしたいんだということ。彼は自衛隊をやめて、今、福岡の消防隊の音楽隊の隊長をやっていますがね。ということで、松尾さん、鹿島にオーケストラばつづくぎどがんやろうとか、そういうことを私に言ってくれましたが、まずは彼は来てすぐに、母校である鹿島高校のブラス部を訪ねて、時々来しましょうねというような呼びかけをしてきておりますか、鹿島のブラスですね、平田先生を先頭にされているブラス部がありますが、この平田先生にも会っていただいて、彼が音楽の問題で自分の力が発揮できればやらせてくれというようなことを言いましたが、本当に、今少し言っただけでもいろんなのがありますので、私はこういうのを活用しながら、まさに市民が一つになって、私たちのまち鹿島をもういっちょつくっていかうじゃないかという、その立場に立つ。まず市民が立つ。もちろん、それをまとめてくれるのが行政だと思いますが、その点で私は、まず市長に、夢みたいなことを語りましたが、夢で終わらせていけないわけですから、そういうことで取り組んでいこうという、私は提案をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

次ですね。まちづくりで最も大切なのは、お年寄りから子供まで、そこに住む人たちが毎日安心して生活できる、そういうまちづくりが必要ではないかと思います。今、そうなっているでしょうか。本当に、今、そういうことは、そうですよ、鹿島はそうですよと言えないと思います。本当に、毎日の暮らしをお年寄りの人たちが、あすはどうだろうか、どうだろうかと心配しながら暮らされている。介護を受けるお年寄りの人たちも本当に大変です。わずかな年金で1日3食の食事を2食、1食に減らしたり、1回つくったおかずを3日間続けて食べなくちゃいけないとか、そういう人がいっぱいいらっしゃる。こういうことをさせておくような行政は絶対にだめだと私は思います。

先ほど取り上げた産業の問題などには、いろんな相手もありますから、条件を整わせるた

めにはいろんな問題を解決していかなければなりません。私がこれから言うことは、行政がその気になればすぐにでもできることだと思います。それは福祉制度を充実させることです。今、高齢者や子供を取り巻く状況はますます厳しくなってきましたが、とりあえず福祉制度は今ある制度を絶対に後退させないということです。もちろん、国の制度の中で変わってくるのもあるでしょう。しかし、それを維持するということ、無理をしてでも維持しなくちゃいけないと私は思います。

そのような中で、新しい福祉制度をつくっていくことも大事です。もちろん、お金は必要です。今、鹿島市は、財政がないということで、財政改革に取り組んでいます。例えば、6月議会で私たち議員の報酬、1人当たり10千円カットされました。また、財源確保のために議員の定数が6名減らされています。ほかにもたくさんカットが続いています。しかし、それらのカットされた金がどこに流れているのでしょうか。例えば、議員のカットされた分が就学前医療費を無料にするためにこれだけ流れましたとか、定数削減をされたそのお金がお年寄りの介護サービスのために、これまでこれだけ使わせてもらいましたということが明らかになれば、私たちは納得がいくわけです。しかし、全くそういうことは見えません。

金がないとは言いながら、積立金などはされています。これから先のことも大事ですが、今、今日、生活をここでしている私たち市民のことも大事です。金がないときは積立金など取りやめる、あるいは最小限にとどめて、福祉制度をつくったり、制度を継続させるということをやらなくてはいけないと私は思っています。そのような政策により、鹿島市民は市民の暮らしがよくなったという実感が出てくると思いますし、鹿島市民が暮らしよいというところには、黙っていても周辺から人が寄ってくるというのは当然考えられることです。以前、私は、就学前医療費を無料にした自治体の例を取り上げ、周辺の自治体から若い人たちが移り住んで来て人口がふえただけでなく、住宅建設が進み、関連産業が大きく伸びたこととお話ししましたが、そのような現象が起こることは間違いのないことです。人口増といっても、一遍に子供をつくるわけでもできません。生活して、子供やお年寄りを中心とした福祉政策の積極的な取り組みこそ、私は市民が安心して生活できるだけでなく、人口をふやす大きな要因になることは間違いのないことだと思います。

このような観点から、まず就学前医療費無料化を、今、半額補助ですが、全額無料化に持っていくということから取り組んでいただきたいと思います。特に、このことについては市長のお約束でもあると思います。全般的な問題ですから、市長からの答弁を求めたいと思います。

次に、生活保護の問題についてお尋ねします。

生活保護制度は、憲法25条に基づく制度です。経済的理由で生活に困っている人は、だれもが申請でき、条件に合っていれば差別なく保護が受けられなくてはいけない、国は、これを保障しなければならないものです。国が定める最低生活費と収入の差額が現金や現物で支

給され、働いていても収入が最低生活費に比べて少ないときは受けることができるものです。ところが、近年、生活保護基準は大幅に後退の道をたどっております。老齢加算の廃止、母子加算についても年齢を区切りながらの後退、また、生活保護の適正化を口実に、所得や稼働能力の問題などで事前調査や受け付け拒否などが進められてきた実態です。

さて、このような保護制度ですが、生活保護をめぐる行政による違法な申請拒否や排除によって命を失う事件が相次ぐようになりました。そして、これは大きな社会問題としてテレビや新聞などでも再三取り上げられてきました。特に、北九州の生活保護行政のあり方が大きく報道され、問題になり、これにより全国で新たに生活保護行政についてのいろんな取り組みが行われるようになりました。特に、申請があっても申請をさせない、つまり水際作戦の問題は許されない問題があります。

私は、ここに、北九州の新聞の記事を持っておりますので、ちょっとだけ読み上げたいと思いますが、「小倉北区で生活保護が打ち切られた男性（52）が7月10日、変わり果てた姿で発見された事件は、市民らによって福祉事務所長の告発にまで発展しています」ということで、ずっと書かれています。「ところが、その1カ月前の6月10日早朝、同じ区内で別の男性（61）が自ら命を絶っているのが発見されました。所持金はわずか1千円。5日前には、生活保護の申請を拒否されておりました。男性はケースワーカーから、働かんなら死ねと言われて友人に話しています。男性には3人の息子がいます。長男（37）の家には父親の遺影が掲げられている」ということですが、長男も、その子供たちも大変な生活だそうです。この自殺した方は、市内の目ぬき通りに土地を持つ企業家でした。バブルがはじけ、家族や財産を失い、知人宅を転々とする生活になりましたということで、その方はその後、病気になり、そしてどうにもできなくなって、生活保護を受けられていたわけですが、それをやめさせられ、再度、生活保護の申請に行ったんだけど、いろんなことで生活保護が拒否されて、こういう事態になったというようなことですがね。こういうことが起きているわけです。

私は、ここに、北九州で起きた問題を述べましたが、このこともちょっと私は言っておきたいと思います。子供を3人抱えた母子家庭の方です。子供は、一番上が9歳、下が2歳、その間にもう1人おられるわけですが、2歳と9歳の子供はぜんそくの病気を持っているため、いつ病院に行かなくてはいけないという状態です。お母さんは、働きに行きたくても行けません。そんなときに生活保護の相談に行かれたわけですが、子供の病気などもあり働けないと言っているのに、若いので働кинしゃいとか、生活保護ば受ければ車も持たれんよと、そしたら病院へどがんして行くんですかと尋ねると、タクシー代ば出すばいというようなことで、申請書すらもらえなかったようです。それでも何とかしなければと4回相談に行ったと聞きます。後は生活ができなくても、子供がどんなことに遭っても、もう相談に行く気にもならないということで、その人はその後、相談を中断されました。

私が今話したことは、北九州の問題ではありません。鹿島市で実際に起きた問題です。申

請書を渡す前の水際作戦については、これだけではありません。私も直接タッチしたことがあります。何度も、とりあえず申請書をやらんねと催促をしたこともあります。福祉事務所の窓口で、親、兄弟に面倒を見てもらってからとか、きょうは相談だけなど、さまざまなことを言って申請者を追い返すことは珍しくありません。これは、生活保護法7条で明記された申請保護に基づく申請権の侵害に当たり、違法だと言われています。申請があれば無条件に受け付ける義務があります。

こういう状況があるわけですが、この2つのお話を聞いて、どのように思われたかということ。もちろん、鹿島市では北九州市のように餓死者が出たということはまだ聞いておりませんが、北九州市の生活保護行政のあり方について、もう一度お尋ねしますが、どのように皆さんが受けとめられているかということ。さらに、鹿島市でこのように事前調査と言っていいでしょう、行われることについてどう受けとめられ、今後どうなさるのかということでお尋ねをまずしたいと思います。

生活保護の問題については、また後ほどお尋ねをしていきたいと思います。

最後に、旭ヶ岡公園の問題で私は提起をしたいと思います。

旭ヶ岡公園が日本の歴史公園100選に選定されたというニュースを私は読んだときに、ああ、こういうことがあるんだなという感じがしました。そして、そのことについては市役所の入り口にも小さく看板が出されております。私は、この看板を見るたびに、うれしい気持ちと寂しい気持ちが入りまじって、複雑な気持ちで過ごしてきました。このごろ、鹿島市にとっては、なかなかこれといって明るい話題の少ないときでしたから、やった一とみんなが大きな声で叫んでもおかしくない出来事だったと私は思いましたが、市役所前の看板も非常に寂しそうなものです。

私は、このことを知ったときに、旭ヶ岡公園を市民が私たちの公園よと、鹿島市の公園よと言えるようにしなくてはいけないと思いつけて、今回取り上げました。特に、私にとってはこの公園は、小学校のときから私を育ててくれたところです。私は、城内に住んでおりましたから、小学校から高校、また勤めに行くときも、ここを通り抜けて行きました。小学校のころは、学校の行き帰りはいつも、おじさんやおばさんが公園内の草取りをされていて、私たちが学校の帰りに、横にちょこんと座って、草取りのおじさん、おばさんの話をよく聞いたものです。今考えると、おじさんとおばさんはいつも同じことをおっしゃったような気がします。先生の言うことばよう聞かんばばい、勉強ばせんばばい、家の人の言うことばよう聞かんばばい、友達とは仲ようせんばばい。このように、声をかけてもらったようです。公園の中には、東大か鹿島高校の赤門かと言われるような、すばらしい赤門もあります。小学校のときは、私も大きくなったら、この門をくぐって高校へ行くんだという夢を持って過ごしたことも思い出します。花見時期は、とても楽しい季節でした。公園の上までお店がいっぱい並びました。サーカスやろくろ首の見せ物を初め、おもちゃやいろんなお店が並んで

おりました。当時は、割烹まで出ていたと思います。学校の帰り、三味を弾くきれいなお姉さんたちに見入ったことも思い出します。

考えてみますと、当時の旭ヶ岡公園は、私たち子供にとってもそうでしたが、大人の人たちにとっても、いろんな面で自慢の公園だったのではないのでしょうか。最近では、花見も昔ほどのにぎわいがなくなりました。そんなときの歴史公園100選の選定です。これを機会にもう一度、旭ヶ岡公園を私たちの鹿島市民の自慢の公園へ、また、私たちのシンボルとして取り戻したいとは思いました。皆さんは思いませんか。

私はけさ、ここに来る前に、旭ヶ岡公園を一回りしてきました。ちょうど、祐徳神社の巫女さんと神主さんですか、若い方でしたが、車からおりてこられたので、毎朝来ていますかと言ったら、そうですとおっしゃいました。そして、公園100選のことを知っていますかと言ったら、あら、そがんことのあったとですかとおっしゃいました。非常に私は寂しい気がしましたがけれども。それだけではありません。100選に選ばれた公園は、本当に静かで、心落ちつくところでしたけれども、残念なことは、まさに自然そのものです。草があちらこちらいっぱいになっています。以前も私は、公園をもっときれいにすべきだと取り上げましたが、そのときは造園師の方をお願いをしていますからというようなこととおっしゃっていましたが、なかなか、何もないときにはきれいになりません。

今回のことを契機に、市民が公園に集まることをすれはどうかと思えます。まず、公園の清掃です。そして、自慢の公園で鹿島の伝統ある芸能でも自由に披露し合うとか、みんなで考えたらどうでしょうか。そのために市が音頭をとってもらいたいと思えます。こればかりは金をかけずとも、取り組みはいろんな形でできると思えます。まず、このことについていかがお考えなのか、お尋ねをして、1回目の質問を終わりたいと思えます。時間がありませんので、答弁は質問のみにお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

では、私のほうからは、まちづくりについてお答えをいたします。

鹿島市のまちづくりの大きな方向性といたしましては、第4次総合計画の基本構想の中で、鹿島の都市像として5つの都市像がまとめられているところでございます。このことを少し具体的に、鹿島市の特徴とそれを生かしたまちづくりとして4点にまとめたことを少し申し上げたいと思えます。

第1点目は、福岡市と長崎市の間接点の好位置を生かした間接点のまちづくりということでございます。これまでの進出企業の人々も、福岡まで特急で1時間かからないということは魅力的だというようなことを言われております。その上に、道路網の整備として、有明海沿岸道路の全線開通を目指しているところでございます。このことは、通勤、通学、福岡都市

圏への連絡の利便性につながり、企業誘致や定住促進へとつながっていくものだと思っております。また、福岡、長崎の中間点の利点というのは、観光客の集客に生かされております。とにもかくにも、年間、鹿島市を訪れるお客さんは280万人を超えるというわけですので、これらの交流人口を生かしていきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目は、有明海の特性、干潟とか、干潟の干満の差が大きい、これを生かしたまちづくりです。有明海の特性を生かしたイベント、ガタリンピック、これは全国に知られるところになりました。そのことがきっかけとなりまして、干潟体験の修学旅行の受け入れが行われております。それから、WWFとのおつき合いも始まっております。佐賀大学との連携というのが生まれてまいりました。このように、干潟を生かしたイベントからすそ野が広がり、実績が生まれてきているところでございます。

3つ目が、美しい水の涵養につながる山から始まるまちづくりでございます。自然との共生を図りながら発展するまちづくり、これを目指しているところでございます。豊かな自然、水、川、海、これらを後世に引き継いでいくために基本となります山を育てていくという取り組みを始めているところでございます。

最後の4つ目が、鹿島市は古くから酒、みそ、しょうゆといった発酵食品とともに発展してきたという歴史もございまして、この発酵文化で発展してきた歴史を生かしたまちづくり、これを目指しているところでございます。

全体的に申し上げますと、これは議員御指摘のとおり、鹿島市が現在持っている交通体系や自然、歴史、文化、それに産業、人材、これらのものの上に新しいものを積み重ねながら発展していくことをまちづくりの方向性だというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

北村市民部長。

○市民部長（北村建治君）

私のほうからは、松尾議員の市民が安心できるまちづくりをの中の2番目、子供や高齢者、障害者を中心とした福祉行政については、財政が厳しいということで後退させない取り組みをとという質問に対してお答えをいたします。これは、福祉行政に対する基本的な考え方についての御質問だと思いますので、まず私のほうからお答えをいたします。

御承知のように、福祉に限らず、医療、保健の分野といたしますのは、市民生活に最も身近なものであります。その分、さまざまな見方とか考え方がありまして、多くの要望等もあり、また、早急な対応が求められるというものも少なくございません。したがって、できるだけ市民皆さんの要望、要求にこたえたいという思いは現場で従事する職員だれもが持つところであり、希望でもございまして、実際は現実と向かい合いながら取り組まざるを得ないという厳しい状況の中で、緊急性、あるいは重要性等を加味しながら事業の選択を行ってお

ります。

しかしながら、今後はソフト面の整備、充実というものが地域間でもますます問われてくるということを十分認識しなければなりません。そのためには、まず、できるだけ現状の福祉策の維持をするということは必要であります。また、今は財政基盤強化計画でその実施期間中ということで我慢のときではありますけれども、福祉施策の基本的な考えといたしましては、すべてが他市町と同じ、あるいはそれ以上ということにはなかなかいきませんが、他市町に歩調を合わせる形で実施できるように努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

私のほうからは、生活保護に関する御質問にお答えをしたいと思います。

まず、生活保護につきましては、申請に関しての簡単な流れについて御説明をいたしたいと思います。

まず、生活保護を受けようとされる場合は、市役所の福祉事務所の窓口のほうにお見えになります。この場合、御本人さんだけではなく、御親族の方、あるいは知人の方、その他代理の方がお見えになるということもございます。相談につきましては、特に私どもは、プライバシーに配慮するために別室で行っておりまして、そこでは、生活保護のしおりというのがございますが、これをごらんいただきながら、生活保護の制度とか、あるいは生活保護の種類、生活保護の決定の仕方、それから、保護に該当しないケース、そういうものがございますので、それらについて御本人さんの前で具体的に詳しく御説明をしております。当然、市役所に出てこれられないような、そういうケースもございますので、そういう場合は訪問相談という形で実施をしております。

先ほどおっしゃられましたように、申請を拒否しているんじゃないかというふうな御質問ではなかったかと思いますが、私たちは相談を受けまして、御本人さんが生活保護の申請を希望される場合は、当然この分については申請書、あるいは申請に係る添付書類を提出していただきます。この段階で福祉事務所のほうから提出について制限をするということはありません。ただ、先ほどおっしゃられましたように、私たちが具体的にいろいろな法制度、あるいは、これは法制度の中で基準がございますので、保護を受けられないケースというのは当然ございますので、この辺を説明しているところから、御本人さんが、それではということでおっしゃられて、私たちの説明と実際受けようとされる方で、そこら辺での若干、見解の違いはあるかもしれませんが、うちのほうで拒否をしているということはありません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

私のほうからは、3番目の御質問の日本の歴史公園100選に選定された旭ヶ岡公園を市民のシンボルとなるような取り組みをとということにつきまして答弁をさせていただきます。

この日本歴史公園100選につきましては、都市公園法施行50周年記念事業としまして、社団法人日本公園緑地協会など関係14団体で組織された実行委員会が、すぐれた歴史的、文化的資源を有し、地域の活性化に貢献している歴史公園の選定評価を行い、これらの魅力を国の内外に広く伝えるとともに、歴史的、文化的資源の保存、継承、活用、観光振興、活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的としまして実施されたものでございます。そして、旭ヶ岡公園がその1つに選定されたわけでございます。

これを受けまして、これまでこのことをまず市民の皆様知ってもらうために、とりあえず手製の簡易な看板を3カ所に設置いたしました。さらに、市報に掲載し、お知らせをしたところでございます。

今後は、まず看板が非常に貧弱だったということをおっしゃいましたが、本格的な看板等の設置を今考えているところでございます。そして、この公園を市民の皆様さらに愛され、親しまれる公園とするためにはどのような方法があるのか、今内部で検討をしているところでございます。

それからまた、来年は赤門落成200周年を迎えます。それを記念しまして、商工観光課では来年の桜祭りに合わせてイベントを考えておられるようでございますので、それとタイアップした形での何かできないか、それも検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

松尾議員の御質問の冒頭のほうで、今、鹿島市で行っている業務、行革で削減した分の財源は一体どこへ行っているのかという、そういった趣旨の御質問がございました。若干、この部分は御説明の必要があるかと思っておりますので、御説明をいたします。

まず、今、鹿島市が非常に厳しい行革をやっている、この背景には、一般財源総額の大幅な収入が削減されているという、そういう実態がございまして。これを例で言いますと、平成11年度当時、地方交付税に相当する金額は総額で54億円ございました。18年決算を見ますと、地方交付税は44億円ですね。一般財源ベースで10億円の削減になっているわけでございます。この10億円の削減をいかに吸収していくかが、今、鹿島市に課せられた財政的課題でございます。その中で、本格的な行革として財政基盤強化計画を策定し、実施をしている

わけでございます。その中で一番しわ寄せが来ているのが人件費及びハード事業ですね、普通建設事業、そこらあたりの経費を極限まで圧縮をいたしながら、この10億円の一般財源の削減をいかに吸収していくかということを実行しているわけでございます。

予算の中身を見ましても、福祉・衛生部門につきましては最優先で予算を配分いたしており、できるだけ市民の御負担を求めず、この財政的な難局を乗り切っていきたい、そういう趣旨での財政運営を行っておりますので、ぜひその辺は御理解をいただきたいと思っております。

また、市の積立基金であります財政調整基金も、10億円を平成11年度ぐらいから維持しているということでございますので、決して、財政調整基金がふえているという、そういう状況ではございませんので、この点もぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まちづくりのことに、先ほど竹下課長のほうが答弁をいたしました。この鹿島市の特徴とそれを生かしたまちづくりという、これは、実はことしの春に、私が当時の副知事とさして話し合いをして、新幹線問題を一応棚上げて、鹿島市の将来、どういう鹿島市にとってのまちづくりがふさわしいか、あるいはまちづくりをしなければならないか、このことをじっくり二人で話し合いをしまして、そして、二人の話し合いの結果から出てきた計画、これが先ほど申し上げたものであります。

福岡市と長崎市の間接点の好位置を生かした中間拠点のまちづくり、これが第1項目めありますが、その中の1番目に、JR長崎本線利用により両都市へ50分と、こういう好位置を生かしたものだということふうなことで位置づけをまずいたしまして、あと、言われましたように、鹿島市の持てる自然の豊かさ、あるいは文化の多さ、こういうものを機軸にしながらまちづくりをすると、これが鹿島市の方向性だろうということで二人で一致をして、鹿島市のまちづくりにこれを計画的に取り入れをしているところであります。

それから、鹿島市の県事業が減っているんじゃないかと、そういう指摘をされておられる人がおられるということですが、これは長崎新幹線の一部の推進派があおって言っておられる面もあるようでございます。

まず、県の財政が一番膨れ上がったときが平成10年、総予算が5,400億円、平成19年、今年度の、これは6月補正後であります、4,100億円なんですね。つまり、ピーク時より1,300億円、総予算が県予算が減っているんです。これは、新聞等に載っておりますように、非常に県の財政が厳しいということに起因しております。しかも、その投資事業ですね、道路とか、道路をつくる、これが当時、ピーク時より半分以下になっていると、こういう状況なんです。したがって、鹿島市だけということではなくて、県内の市町村はすべて、い

ろんな面でカットをされておりますので、こういう状況というのは、県事業が確かに減ってはいますが、これは鹿島市だけのことではないということ、やっぱり市民の皆さんにも知ってもらいたいと思うんですね。

それから、県内の市町が非常に、これは3年後には赤字再建団体に県になってしまうんじゃないか、このまま行きよつたらと心配をしておられます。県内の市町村長も、私は会いますと、非常に不安がっております。それはどういうことかといいますと、歳入は急にはふえないんですね。結局、歳出をカットしていくしかない。歳出カットというのは、県事業、県が直接する事業と市町村への補助、これをカットするということ。これをしなければ、赤字再建団体に陥ってしまうからということの先触れとして、あれを公表されたと私たちは見ているんです。そうなりますと、なおさら、県の事業が今から減っていく、あるいは市に対する補助も減っていくということでもあります。

私が市長に就任しましてから、県事業10億円以上のものをこの前拾い上げて、ずっと見ておきますと、例えば、207バイパス、中木庭ダム、広域農道、スカイロード、さくら通り、河川改修、10億円以上の事業だけで総予算1,000億円になるんです。これは今ほとんど完了をしつつあります。10億円以下のものを合わせますと1,000数百億円、鹿島市に県は投資をしてくれているんです。一時は、鹿島市は断トツでほかの市町村より予算が多く来ていましたね。こういう状況というものを、その推進派の方々は口をつぐんで言われぬ。だから、ちょうど今、県の財政が厳しいということと鹿島市にとっても大型事業が一段落しつつあるという、こういう状況。しかも、厳しいのは鹿島市だけではない、ほかの市町村も全部カットをされていると。このことをちゃんとやっぱり認識をしてもらいたいというふうに思います。

こういうときこそ、やはり御指摘のように、鹿島市のまちづくりというのは、もっと腰を据えて、自然を、あるいは文化を取り入れたまちづくりというものをやっていく必要があると思います。

実は、あす12日に、急に決まったことではありますが、タイ国から鹿島市に、日本の鹿島市というのは自然環境保全等について非常にユニークなまちづくりをやっている、それで、ぜひ視察に来たいという申し出がありました。合い中に立っているのはJICAであります。ここは、タイの環境省の局長、それから次長、それから2つの県の副知事、こういう人たちを入れた一行11人でありまして、あした議長、あるいは委員長にも出席をしていただいて、そしてお迎えをするという段取りをしているところであります。

それから、子供や高齢者や障害者を中心とした福祉行政について、財政が厳しいということで後退をしないようにと。

先ほど説明しましたように、県も福祉も含めた歳出カット、市町村に補助を物すごくカットしているんですね。これを市が、市民の皆さんに福祉分野の事業を減らさないように、低

下させないようにするためには、県がカットした分、削減した分も市がそれに継ぎ足してやらないと低下になるんですね。だから、非常にますます今までより、市も財政難ですから厳しい状況であります。先ほど部長が言いましたように、できるだけこの分野においては特に低下しないように、低下しないようにという努力をしていくべきだというふうに思っております。

以上であります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

時間の関係がありますので、順序よくならないと思いますが、まず後ろからですが、旭ヶ岡公園の問題ですね。

これはいろいろは申しません。ただ、今、あした、タイからもいらっしゃるということですから、普通なら、こういうのがありますよと連れていっていいでしょうが、きょうの私が朝回った状態では、ちょっと、タイからのお客さんを連れていく状況ではありません。きょうじゅうに草刈りができて、少し整えられれば、こんなすばらしいことはないと思いますが、そういう今の現状ですので、ぜひですね。

私は、公園づくりだって何だって、自分たちのものってするためには、任せとったってだめなわけですね。やっぱり、自分たちが1つでも草を取ってしながら、ああ、自分たちがしているから大事にせんといかんというような、やっぱりそういう意識。これはまちづくりもそうだと思います。

まちづくりについては、今、4次総合計画があるからと、確かにありますよね。ただ、この4次総合計画も、それぞれ年度別に実施計画などというのもありますね。私たちは、実施計画が変わるたびに、ああ、やっとな望みがかなうと思っておいたら、財源がない、財源がないということで、全部、絵にかいたもちに終わる。全部とは言いませんが、そういう状況ありますよね。例えば、住宅建設であっても、本当に、来年からですねと言ったら、ところがですねと、それまでは年次計画に沿ってします、します、しますと言ったあげくがそうでしょう。そういう状況なんですね。

だから、今おっしゃったことも生かしていかんといかんと思いますが、一番大事なのは、多くの市民の顔が見えないまちづくり構想だと私は思います。そういう面で、もうひとつやっぱり深く突っ込んで、今の状況で何が一番大事かということをしなくちゃいけない。

それと、もう1つ言いたいのは、いろんな面で審議会とかなんとかありますが、市民の代表ということになりますと、団体の代表が来ますから、どこの何かに行っても、金太郎あめみたいに同じ顔ぶればかりというような形になるわけですよ。だから、本当に全市民のものとなり得ない部分もあると私は思います。そういう面では、これからのそういう取り組みの

あり方というのも、本当に今までのように形にはまったものでなくて、そういういろんな取り組みをするに当たっては、1人でも多くの人たちが、年齢的にもいろんな人たちが入って、一緒に考えていけるような、そういうまちづくりをしてもらいたいと私は思います。

まちづくりについては、私は具体的に今、ここにこうだということはありませんが、市内外を問わず、いろいろ、例えば、私はさっき何人かの人を挙げましたが、そういう人たちに鹿島のことについてのいろんなアンケートなどもとって、そしてアドバイスをいただくということも、私は大事じゃないかと思いますが、そういう提案をしたいと思いますが、そのことだけでどうかお答えください。アンケートなんかとったらどうか。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

アンケートのことだけでということですので、その点についてお答えをいたします。

これまでも、市外に出られた鹿島市の方からまちづくりの声を聞くというようなことも取り組んできたかと思っております。このことにつきましても、もうしばらくやっていないということであれば、名簿の作成からアンケートというふうな計画を立てていきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは、生活保護の問題で再度お尋ねをしたいと思いますが、先ほど所長のほうからお答えいただきましたが、窓口に来ていただいて、具体的に制度の説明をしたりと、いろんなことをおっしゃいましたが、既に窓口に来る人たちは生活保護をお願いしたいという気持ちで来られるわけですね。いつか私が言ったら、生活保護の申請に来ましたと言いんしゃれんですもんねと、相談に来ましたということですよというようなことをおっしゃいましたがね。だれでも、なかなか言いがたいですよ。あそこまで来る人たちは、もう既にそれをお願いしたいという気持ちで来られているわけですよ。

だから、申請に来られた人たちには、いろんなことを言わずに、申請書をまずやることから始めることをしなくちゃいけないと私はと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、内容については、私のほうからは詳しくは、いろいろプライバシーの問題がありますので言えませんが、生活保護に関係してだけということではございません。やっぱり、ほ

かの人間関係であるとか、ほかのいろいろな案件ございますが、ここでは申し上げませんが、いろいろなこととお見えにはなります。その中で、生活保護、当然、経済的に厳しいという方がほとんどでございますが、そういう方ばかりではございません。

それで、申請書を手渡せばいいじゃないかということでございますが、当然、そこでどうされますかと、こういうふうな制度がありますよということはお話しをします。ただ、そこで、もう一度話をしてくるとか、少し見てからとかという方もいらっしゃいますので、やることは簡単なんです。申請書をやることは簡単なんです、一応うちのほうは御相談に乗って、そして、どうされますかという判断のところをさせていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私自身も直接経験もありますが、行ったときに、もう既にその時点でいろんな調査的な聞き取りをされますね。例えば、貯金の問題だとか、車の問題だとか、資産の問題だとかありますが、いろんな面ではプライバシーの問題が云々と言いながら、既にそのことをされる。これは、私は違法だと思いますし、事例集なんか見ても違法だと書いてあります。

それで、実際に生活保護の申請用紙をもらうと、その中に同意書というのがありますね。あれを書かれて、やっとその調査がされるわけでしょう。ところが、その前にされていることについてはいかがですか。されているというか、聞き取りですよ。同じことだと思います。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

若干、議員と見解の違いがございますが、私どもは御相談に乗る中で、生活保護を受ける場合はこういう基準がございますよという説明をいたしております。ですから、事前の調査とか、幾ら持っていますかとか、そういうことではございません。具体的なことは、ただ、こういうふうな調査がございます、あるいは、こういう条件がございますという説明はいたしておりますが、その段階で私たちが事前調査をしているということではないと、そういうふうに理解をしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

おたくたちはそのように理解されていると思いますが、あそこまで来るに当たっては、本当に少々の決断で来られていないんですよ。その中で、皆さんたち、いろんな形で職員の方から言われると、やっぱり言えないわけですよ。私もやっとなれたから、人のことで言うようになりましたが、前は私だっておどおどしましたよ、福祉の職員さんから言われると、よかとかなあというようなね。しかし、現実には、本当にもう今でも何とかしてもらいたいということであられる。やっぱり、いろいろ尋問されると、そのところで動揺もしますよ。そういうことですよ。

だから、やっぱりまず生活保護のことでおいでになる、それは生活保護で来ましたと言わんで、生活のきつかけなんてん、そういう言い方で来られると思いますが、そのところはわかると思うんですよ。だから、決まりとしては、まずやっぱり申請書を渡すと。進んでいるところでは、電話一本でだつてされるということがありますよね。以前だつて、私が生活保護の申請しようといったら、調査せんばらんけんですねと言われたことがありますね。当然、調査せんばらん仕事ですね。それをやって、出されてから調査ですよ。事前調査は絶対にこれは許されないということになっておりますからね。その辺については、今後改善をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

改善というお言葉を使われましたが、改善というのは、間違っただけをしている場合は改善だと思います。ただ、そういうふうなことでおっしゃられるように、それだけの覚悟をしてお見えになっているということで、当然、申請書をやるということは、今後やっていきたいと思っています。

ただ、ここの中で1つ注意をしたいところは、申請を出したら、それで受け付けがあつて、認められたというふうな、逆にですね、そういうふうに見える方も、いろいろ今申請主義で、ほかの部分についても申請がございしますが、そういう点がございしますので、申請をして決定をするということではなく、申請をしても否決といいますか、決定しない、申請却下ということもございしますので、そういうことを説明しながらということであれば、そういうふうな申請書というのはですね、当然、先ほど申し上げましたように、やることは非常に簡単なんです、やるだけですから。ただ、それをそういうふうな誤解をされないようなことをお話しをしながらやっていきたいと思っています。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

やることは簡単なんです、やるだけですからって。それは当然のことなんですよ、やらんといかんわけなんですよ、そこに来た人には。やらんといかんわけなんですよ。やることは簡単ですよって、そういう言い方。それから、改善と言われましたがと、まさに改善ですよ。

じゃ、お尋ねしますが、生活保護の申請に最低必要な書類は何と何ですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

御質問にお答えをいたします。

まず、当然、生活保護の保護申請書というのが必要になります。それから、資産の申告書、それから収入の申告書、それから、法に基づいているいろいろなプライバシー関係の調査を行いますので、それに対する同意書、それから生活歴等の調書、それから扶養親族の届け、そして世帯状況票、これらが必ず必要なものということでもあります。これ以外にも、その方々、体の状態とか、いろいろなことによってはほかに必要なものもございしますが、以上は必要なものでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今いろいろおっしゃいましたが、私が調べた範囲では、申請に必要なものは申請者の氏名、住所、またはどこにいるか、住所が違ふときもありますからね、そのこと。2つ目には、要保護者の氏名、性別、生年月日、住所または居所ですね、そして、職業及び申請者との関係。3が保護の開始または変更を必要とする理由。この3つだけあったら、申請を受け付けなくちゃいけないということになっていきますよね。

それから、これ以外の、今あなたがいろいろおっしゃいましたが、これを以外を求めて、拒否をすることはできないということがはっきり書かれておりますし、特に、資産の処分とか、縁者の仕送りなどで、そのことがはっきりしないので、受け付けができないというのは、これは違法だということが書かれておりますが、どう受けとめられますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

先ほど申し上げた部分というのは、これだけを出していただきますというのは、ある程度法に基づいたものです。ある程度といいますのは、御本人さんの申告といいますのは、どういう状況であるかということで御報告をいただいて、その分での調査ということもございしますので、その分についてお出しいただいているということだと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

先ほど私が言いました3つのこと以外のことを求めて、拒否されても、それを受け付けないということとはできないということが書かれておりますが、今のお答えでは、それは受けとめられていないようですがね。

じゃ、ちょっと時間もありませんので、このことについては今後また詰めていきたいと思いますが。

次に、扶養義務者の問題ですね。これで非常に困られるといたしますか、あるんですね。例えば、嫁入り先、受けようとする人の子供たちが嫁入りをしたりされている。嫁入り先にまで、その照会が行くというようなことがあるわけですがね。このことについては、こう書いてありますね。扶養義務者、自分の健康で文化的な生活を削ってまで扶養することは強要されない、こう書かれています。それから、扶養義務が一番大きい場合でも、余裕があり、家庭の生活に余裕があれば、無理な範囲での援助はしなくていいということですよ。こういうことがはっきりとうたわれておりますが、このことがあるにもかかわらず、扶養義務者の照会を何としてもする。それから、定期的にやられている分もあると思いますが、この点についてはいかが受けとめられますか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

生活保護、これはほかの法でもそうでございますが、法の中での具体的なことはいろいろ令であるとか、その下の基準、取り扱い、いろいろなところで決まっておりますが、この扶養義務者の取り扱いについては、絶対的扶養義務者と相対的扶養義務者という表現がございます。絶対的、これは民法の規定で、民法の877条の1項に定めてありますが、御本人、申請をされた方からいたしますと、通常言う血族です。のところですね、ここの調査を私たちはやっております。相対的扶養義務者というのは、その配偶者、あるいは直接的な血族、簡単に申し上げますと血縁がないようなところについても扶養義務というものはあるんだと。ただ、私たちは、絶対的扶養義務者、いわゆる血族の方に対する調査ということでやっております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次に、就労指導の問題ですね。非常に、就労指導というのが、指導ですよと言われればそ

れまでですが、明らかに病気などでできないことがわかっているにもかかわらず、若かけん働かんばというようなこととか、いろんなことがあっています。そのことについては、就労の強要ということで、保護の実施機関は、被保護者に対して生活の維持、向上その他保護の目的達成に対して必要な指導または指示をすることができるということが、これは根拠でやられていると思いますが、ただ、27条の2項には、被保護者の自由を尊重し、必要最小限にとめなければならない。それから、3項には、指導または指示を強制し得るものではないというようなことが書かれておりますが、現在の取り扱いには、そうと受けとめられるようなことが再三あっておりますが、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

就労については、稼働年齢、いわゆる中学を卒業してから64歳まで、これについては仕事をできる状態であれば仕事をするというふうなことは、大原則という言い方はちょっと言葉がおかしいかもしれませんが、就労できる方はしていただくというふうな指導といたしますか、強制じゃございません。この中でも、本当に就労できるかどうかという判断を私どもはしません。この場合は、どの程度の就労ができるかというのはお医者さんの診断書、そういうもので判断をいたしております。当然、毎日就労ができる方、就労ができて仕事がない方、あるいは就労は毎日ではないけど週に1回はできる方、いろいろいらっしゃいます。そういう形で、実際就労をされている方もたくさんいらっしゃいます。そういうことで、その方の体の状況、家庭状況、いろいろなことを含めながら、そういうふうなお話はさせていただいておりますが、あくまでも強制的な指導ということではございませんので、そのように御理解いただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

皆さんたちは、そういう気持ちでなさっていると思いますが、病気を持った方とか、いろんな問題を持った方たちは、なかなか大変なんですよね。その人たちの病気の苦しさというのは、その人にしかわかりません。見た目ではね。ですから、その辺については、今のやっぱり問題あるところはあるわけですよ。皆さんからお聞きするから、私は言っているんです。

それと同時に、そういう人たちがなかなか就職を探そうとしてもないんですよ、今は。健常者の方だってないんですよ。じゃ、そこまで言うならね、やっぱりこの人にはこういう仕事はどうだろうか、そこまで本来なら、やっぱりお世話をする、その人たちのことを思う

ならね。私は、そこまで手を尽くしていただきたいと、そう思います。

時間がありませんので、進みますが、生活保護についてはいろんな問題があります。私もいろいろと今まで見てきましたが、それなりにそこに皆さんのおっしゃるような形で対応してきましたが、やはりもう限界に来ました。ですから、今回取り上げたわけですがね。先ほど、いろんな、さっき何とおっしゃったですかね、法令じゃないですが、準則なんかに基づいてとおっしゃいましたね。だから、生活保護については基本の法律はあるにもかかわらず、いろんな基準というのが、事務的な基準というのが通達が来ていると思います。ただ、そのことについては、こう書いてあります。本来、事務処理の基準は、遵守すべき一般的基準であり、自治体を束縛するものではありません。あくまでも権限的なものではなく、義務的なものを伴うものではありませんというのは、これはちゃんと自治大臣が答弁しています。だから、生活保護の取り扱いというのは、生活保護行政というのは憲法と生活保護法というのが一番基準ですからね、それに基づいてやらなくちゃいけない。いろんな取り扱い方法だって、それに反するようなこと、いっぱいあるわけですよ。だから、そのときは、そうじゃなくて、やっぱり憲法、最低保障をしなくちゃいけないというようなそういう憲法とか、生活保護法に基づいて、あなた方は仕事をやるということをしかりとらえながら、私は仕事をさせていただきたいと思います。

本当に大変な仕事だということはわかります。特に今、人数も減らされて、皆さん方のいろんなお世話をするとき、強い言葉も言いたくなる時もあると思います。しかし、相手の人たちは、そうじゃないんですよ。本当に冷や冷やしながらか生活されているんですよ。そういう人たちに仕事の強要だとか、いろんな問題、そういうことがないようにですね。せっかく、そうしているわけですから、もっと法に基づいた精神でしっかりとね、それから、余分なことはしない。特に、申請については入り口でカットするようなことがないように。先ほど鹿島市の事例を言ったでしょう。4回行かれてるんですよ。もう後になったら、相談に行きたくないって、自分たちはもう生活できんで、もうどがんってもしょんなかと、そうあきらめさせたんですよ、あなたたちは。そういう人もいますよ。そのことをいろいろ言いませんが、二度とそういうことが起きないように。私も、このことについては、本当どうしようかと今まで思っていました、そのまましております。しかし、もう私も我慢できません。そういう状況は1つ、2つではありませんので、ぜひ、皆さんたちが一生懸命されていることはわかっておりますが、されているなら、それだけの皆さんが認めていただけるような、そういう仕事をさせていただきたいと思います。

それから、まちづくりについても、本当に、先ほどお話ししてもらいましたが、もっと、やっぱり市民の顔の見えるようなまちづくりをどうしたらいいかということね。それから、やっぱりみんなが携わって、ああ、おれたちのまちだと言えるような、そういうまちをつくっていく。一部の人の満足で終わらないような、そういうことをする。そのことが私は大事

じゃないかと思えます。本当に、そういう皆さんたちが、我がまちばつくろうということになっぎですよ、せんでよかて言うたっちゃ、やっぱり、いんにゃ、こいまでしゅうかというようなね、そういうふうになっていくんです。そういうふうな市民をつくり出すことが私は大事だと思えます。

確かに、行政がすべての市民の暮らしを守るためにやらなくちゃいけません、今日のよな財政が不足している中では、どうするかというね、いかにどこまで市民の手もかりながら一緒にやっていくかということも、そういうところまで考えながら、事務的に金がないけん、こがんせんばしょんなかだけでは済まさないということで、私はぜひやっていただきたいということを――時間でしょう。何かあっちこちになりましたが、お話しをして、終わりにしたいと思えます。ぜひ、一緒に頑張っていたきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

時間になりましたので、答弁は簡潔にお願いします。

迎福祉事務所長。（「市長が乳幼児んとだけは、ちょっと言ったがよかったばってんね。6歳までの乳幼児医療のところ。最後に言うて。そこだけは答弁させてください」と呼ぶ者あり）

○福祉事務所長（迎 和泉君）

答弁をということですので、答弁をいたしますが、私たちが配慮をしながら、いろいろなことを配慮しながらやっているつもりであります。ただ、そこでどうしても足りなかった部分、今までそういうことについては改善をさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

乳幼児医療の助成の件であります。3歳児未満から就学前までの人についての半額助成ということで今現在至っておりますが、その残りの分ですが、まだ最終決定をしておりません。県は、ことし11月から、入院については県が助成をするというふうに言っておりますが、実は、入院と通院の割合を考えてみますと、鹿島市で言いますと、入院の県助成がどれくらいふえるかといいますと、300千円ぐらいなんです。ただ、通院の分をぜひ県にやってくださいと言っていますけど、なかなか県も、先ほどのように財政難ですので、これがすぐ実現するという状況にはないというふうに思っております。しからば、市がその分をやっぱりやらなければいけないということですが、入院の300千円に対して、恐らく通院分ということになりますと、10,000千円、20,000千円、30,000千円ふえていくと、そういうオーダーですので、今、できるだけ早い時期にという気持ちは決して変わっておりませんが、まだ、来年度からやるとか、そういう決定には至っておりません。

○議長（橋爪 敏君）

以上で14番議員の質問を終わります。

ここで10分休憩をいたします。11時35分より再開をいたします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、5番議員馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

よろしく申し上げます。いささか緊張しておりますので、どうか御容赦願いたいと思います。できるだけ気合いを入れてやりたいと思います。5番議員の馬場です。通告に従い一般質問を行います。

3項目を通告しておりますので、まず初めに、207号バイパス沿線の開発について質問いたします。

207号バイパスが平成15年に暫定2車線で開通してから、既に4年を経過しようとしておりますが、バイパスの開通で市内の渋滞が緩和され、沿線には既に一部の施設が建設され、今後はいろんな施設が張りつくものと思われま。バイパス沿線は農業振興地域であり、一定の要件をクリアしないと開発ができないと聞いております。北鹿島地区を含め、このバイパス沿線を開発しようとするれば、一体どのような手続が必要になるのか、その点をお尋ねしたいと思います。

次に、2点目の学校ほか空き施設の利用等について質問します。

先般、北鹿島の農村婦人の家が子供たちの学童保育所として利用されることになりましたが、こういった市有の施設が歴史を経て、その機能を変えて有効活用されることは重要なことだと考えております。こういった市の施設は、目的があって建設されたものの廃止されたり、機能を変えて活用されたり、さらには再利用の目的が見つからず利用されないまま遊休財産としてそのままになっているケースもあるのではないかと思います。学校においても、少子化の流れの中で空き教室がふえているのも現実だろうと思います。

そこで質問ですが、まず、農村婦人の家についてお尋ねします。もともと、この施設は農村の婦人のために、みそ加工施設や大型の洗濯機などを備えつけられ利用されていたのが、財政基盤強化計画のもとで廃止されましたが、これらについては地元の婦人グループを初め、利用させてほしいという声が出てきていると聞いております。どのように計画が進んでいるのでしょうか、お尋ねします。

次に、学校の空き教室の活用についてお尋ねします。

先般、ある小学校を視察した際に、そこにも空き教室がありましたが、全く使われていない教室があり、これからの少子化の中で児童数がそれほどふえる見込みもないものと思われ、

このような空き教室がそのまま放置されるのではなく、これからの高齢化の中でお年寄りと学童の交流や、また地域の人たちとの何らかの交流の場になる施設に活用を見出せないものかと考えますが、こういった空き教室の活用ということでは今までもいろいろとやってこられたと思いますが、現状とこれからの計画等をお尋ねしたいと思います。

次に、3点目の医療行政の今後についてですが、全国的に高齢化が急速に進んでいる中、鹿島も全国平均よりは多少早いような気がします。平成18年1月現在、65歳以上が7,913人で高齢化率が24.1%、ことし19年4月現在、8,012人で高齢化率が24.7%となっており、1年余りで99人、0.6%の増加になっております。人口減少との兼ね合いもあるでしょうが、人口に占める高齢者数が確実にふえる中、地域医療や介護支援が今後ますます重要になってくるものと思われまふ。今、この住みなれた鹿島で健やかに安心して生活できるように考えたときに、現在多くの問題がクローズアップされている年金、医療、福祉に対して、市民の皆さんの不安は募るばかりだと思います。

先般、厚生労働省が発表した平成18年度医療費の動向によりますと、平成18年度の国民医療費は32.4兆円という巨額なものとなっております。この医療費は、今後、戦後ベビーブーム期に生まれた団塊の世代が高齢期を迎えることによる高齢者人口の急増に伴って、さらに増加していくことははっきりしております。

このような中で、診療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来診療率が徐々に増加し、75歳ごろを境にして生活習慣病を中心とした入院診療率が上昇しております。不規則な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣がやがて、よく言われている内臓脂肪症候群、俗にメタボリックシンドロームなどの肥満状態を引き起こし、糖尿病、高脂血症、高血圧症等の生活習慣病の発症を招き、通院し、投薬が始まります。そして、生活習慣の改善がうまくいかないままに、その後のこうした疾患が重くなり、心筋梗塞や狭心症のような虚血性疾患や、脳梗塞や脳出血のような脳卒中の発症に至るといった経過をたどることになると言われております。

これを防ぐためには、若いときから正しい食習慣や運動習慣などを身につけることによって防ぐことができると言われており、このような生活習慣の改善によって生活習慣病の年齢的な境界期、40歳ぐらいから75歳ぐらいの間の段階でとどめるということができれば、通院を減らすことができ、さらには重症化や合併症の発症を抑え、入院に至ることをおくらせることができると思われまふ。また、その結果として、中・長期的には医療費の増加を抑えることが可能になると思われまふ。

こうした予防医学の考え方に立ち、今回の医療構造改革においては国、都道府県、医療保険者がそれぞれ目標を定め、それぞれの役割に応じた必要な取り組みを進めるということになっていますが、このうち医療保険者の役割としては、生活習慣病対策による医療費適正化の効果に対し直接的な恩恵を受けることができるし、また、対象者の把握が比較的容易であ

り、健康診査、保健指導の確実な実施が期待できることなどから、特定健康診査、特定保健指導の実施義務を担うことになっております。

そこでお尋ねします。1点目が、鹿島市で最近において、生活習慣病などの予防のため、あるいはがんなどの早期発見のために実施されてきた事業、内容についてお知らせください。

2点目、来年度から始まります特定健康診査、特定保健指導の対象者数をどの程度見込まれているのか、また、どのような体制でこの事業に取り組まれるのか。

3点目が、この事業実施に当たっては、住民に身近な市内の医療機関との連携がこの事業をより効果的に推進すると思いますが、その点どのような考えを持っておられるのか、お聞かせください。

次に、予防重視と地域のネットワークづくりについてですが、前の医療行政とも関連してくるのですが、インターネットからの資料として、新潟県の妙高市では、平成17年度の介護保険制度改革や平成18年の医療制度改革を通じて、これからの地域医療や介護について予防重視、地域ケア重視の方向がはっきりしたことを確認し、高齢者を対象に筋力向上などの介護予防プログラムを実験的に実施しているという記事がありました。介護や支援が必要な高齢者と一般の高齢者を分けて考え、それぞれのプログラムを設定して取り組んでおられ、成果を上げているということでした。さらには、地域元気茶屋という、地域の公民館を利用して食生活改善講座や、子供会とお年寄りが一緒に講演を聞く会、あるいは軽いトレーニングの講座などを日常的に行い、閉じこもり防止策として取り組んだ教室が、高齢者だけでなく、世代間の交流拠点になりつつあるということも紹介してありました。

今後は、高齢化率がさらに高くなり、高齢者が多くなっていきます。高齢者がいかに住みなれた地域、自宅で健やかに安心して、そして自立して暮らし続けることができるかが問われると思います。そのためには、予防を重視した取り組みが必要なのは周知のことと考えます。

また、取り組みに当たっては、地域医療従事者、介護従事者、利用者、地域住民、さらには行政担当者もネットワークを組んで、さまざまなサービスを提供していくことが必要と考えますが、現在の取り組みの現状とこれからのことをどのようにお考えかをお尋ねしまして、私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

馬場議員の1回目の質問にお答えをいたします。

まず、バイパス沿線の開発についての手続ということでございますけれども、まず、バイパス沿線の農業振興地域といえば、北鹿島地区、これは森、土井丸一帯、それと中村地区、中村一帯、鹿島西部地区、久保山とか南川、大殿分一帯、そういうことになりますけれども、

このうち中村地区が平成19年4月1日から農振除外の要件の1つであります事業完了後8年を経過しております。そのほかの地区は平成21年4月1日で8年経過ということになります。

除外の要件は、8年経過ということと、そのほかに3つの要件がございまして、それは1つは、当該地区以外に代替すべき土地がないこと、つまり、ここしかだめなのかと、ほかにないのかという要件が1つあります。2つ目が、農業経営上支障はないのか。それから、3つ目が、用水路とか農道などの施設に支障は出ないか。こういったことをすべて満たす必要がありますので、8年経過したからといって、すべて許可されるということにはなりません。

そして、これらの要件をクリアして、申請ということになりますけれども、沿線の農業振興地域は圃場整備事業を実施した、いわゆる第1種農地でありますから、どんな施設でも設置可能ということではありません。1種農地の範囲内で認められる、許可されるものとしては、一例を申し上げますと、沿道サービス型の、いわゆるドライブインとか、ガソリンスタンドとか、コンビニ、そういったものであります。そのほかにも、農業者の就業につながる施設等が設置可能な施設として規定をしてあります。

以上がバイパス沿線のことでございます。

次、農村婦人の家のことについてお尋ねでございます。

この施設につきましては、御質問にありましたように、財政基盤強化計画のもとで廃止を決定しまして、ことしの4月からは学童保育所として活用いたしております。みそ加工施設などはそのまま残っておりますので、市内の加工グループのほうからぜひ利用させてほしいという要望もあっておりますので、現在、グループの皆さんと協議中でございます。グループの皆さんの意向は、年間通しての利用ではなくて3月と9月でいいからと、3月と9月に限っての要望となっております。学童保育との関係を考慮しながら、近々、前向きで結論を出したいと考えております。

ちなみに、利用されることでの経費負担、これは利用者側に実費を負担していただくと、ガス代とか電気代、そういった実費を負担していただくということで考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

私のほうからは、大きな2番目になります学校の空き教室の現状がどうなっているのか、活用についてという御質問にお答えをいたしたいと思っております。

鹿島市の学校施設台帳によりますと、小・中学校合わせまして、普通教室として利用できる教室が165室あります。各学校では毎年、年度初めにその年の児童数に応じて学級編制を

行いますが、普通教室につきましては、毎年利用する数が児童数の増減により変動していきます。そういうことでは、今年度、普通教室の中で学級として利用している数は115室となっております。差し引き50室が学級としては利用していないということになっております。原因は、少子化の流れの中での児童数の減少、それと、鹿島小学校と明倫小学校の分離に伴いまして鹿島小学校に余剰教室が発生したこと、これが大きな2点の要因でございます。分離に伴います特殊な要因を除きますと、各校おおむね平均いたしまして4室程度が空き教室があるというようなことでございます。

学校といたしましては、こういう自由に使える教室がたくさんあればあるほど、利活用の方法はいろいろあるわけございまして、これらの教室につきましては子供たちへの良好な教育環境の場として、多種多様な教育活動に有効に活用をしているところでございます。

どのように使われているかということで一例申し上げますと、各学校とも一番多く利用しているのは、算数とか国語などの教科での学年ごと、学級ごとでの少人数での指導のための学習室として利用しております。これらについては、非常に高い頻度で使用されております。そのほかにも、教育相談室であったり、不登校生徒の指導室、それから生活科室、あるいは児童会室、生徒会室、こういったものに利用しております。今のところ、50室につきましてはすべて教育財産として有効に活用しているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

馬場議員の御質問に、3点目の医療行政の今後についてということでお答えをさせていただきます。

この中で、まず医療について3点ほど御質問があったと思います。1つは、鹿島市の最近において生活習慣病の予防のため、あるいはがん等の早期発見のためにどういう事業をやってきたのかというのが1点。それから、来年度から始まります特定健診、それから保健指導、そういうものの対象者あたりをどういうふうに見込んでいるのか、あるいはまた、その事業をやっていく上での体制、役所の体制ですね、これについてどういうふうを考えているのかというのが2点目であったと思います。3点目としましては、特定健診を実施するに当たって、市内の医療機関あたりとの連携をどういうふうと考えているのかというのが3点目だったと思います。それから、あと介護についてお尋ねがあったと思います。介護の現状、鹿島市の取り組みの現状についてどうしているのかというような質問内容ではなかったかというふうに思います。

それでは、1点目の生活習慣病の予防のためについて、ちょっとお答えをしてみたいというふうに思います。

まず、保険健康課では、この生活習慣病の予防のためには、これまで、いきいきヘルスアップ事業を実施いたしております。内容といたしましては、水中運動教室、それからウォーキング教室ですね、こういうものを実施いたしまして、血糖値とか脂肪値、あるいは血圧の改善につなげてきております。このほかに、生活習慣病の早期発見というような形で、人間ドック、それから脳ドックあたりを実施いたしております。このほかにも、成人病以外にもいろいろな予防接種法とか感染症の法律あたりに基づきまして、子供たちの風疹とか麻疹、あるいはインフルエンザ、高齢者のインフルエンザ、こういうものの予防接種も実施をしております。このほかにも、がん検診につきましては、胃がん、肺がん、大腸がん、前立腺がんの検診、あるいは肝疾患の検診あたりもやっております。今年度は6月に8日間をかけまして、土日を含めて、がん検診あたりをずっと実施してきておるところでございます。

それから、2点目の来年度から始まります特定健診、保健指導の見込み数でございますけれども、これにつきましては新しい制度でございますので、その内容について若干説明をさせていただきますと思います。

今回の来年度から始まります健診の特徴といたしましては、まず、先ほどありましたように、内臓脂肪症候群、こういう概念を導入いたしまして、将来生活習慣病に至る前の段階で適切な保健指導を実施することで生活習慣病の発症、それから重症化を防止するということが1点。それから、40歳から74歳の被保険者に対して、この特定健診、保健指導を実施するということが保険者に義務づけがされたということが2点目の特徴としてあります。それから、3点目としては、特定健診の受診率、それから、その指導の実施率、それから、内臓脂肪症候群の該当者、あるいはその予備群、これの減少率、この3つの目標値を定めて、その目標値の達成状況に応じて、来年度からこれも始まります後期高齢者医療制度の支援金、これを加算、ないし減算をするというようなことが決められております。これが3つの特徴だというふうに思います。

このうちに、質問の対象者の見込みでございますけれども、この対象者が大体今のところ、全部で7,000人と推計をしております。40歳から74歳が対象になりますけれども、国保の被保険者で7,000人ということで推定をしております。それから、特定健診の受診率ですけれども、これを平成24年度までには65%ですね、そこまでは持っていきたいということでございます。それから、特定健診の指導ですけれども、これを――先ほどは済みません。目標を平成24年で65%、それから特定健診の指導、これを45%まで持っていきたいというふうに考えております。そういうことで見込みをしております。

それから、この実施体制でございますけれども、この実施体制につきましては、現在、老人保健法の枠の中で実施をいたしております基本健診というのがございますが、その健診率から見てみますと、相当、対象者がふえてまいります。そのような関係で、どうしても人員

的にも現在の職員体制で大丈夫なのかなという不安を持っております。そういうことで、現在、人事部局とも御相談をしながら、来年の4月に向けた人員体制を整えていこうということで話をしておるところでございます。

それから、この特定健診、保健指導につきまして、市内の医療機関さんとの連携をどういうふうに考えているかということでございますけれども、これにつきましては、市内の医療機関さんというのは地域住民の健康状態というのを一番よく知っておられるというふうに考えております。そういうことから、外部のそういう医療機関に特定健診の業務をお願いするよりも、身近な市内の医療機関のほうにこういうことを依頼を、この業務に協力をいただいたほうが一番いいんじゃないかというふうに考えておりますので、今後、そういうことで地元の医師会あたりとも協議をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、介護の現状についてでございますけれども、まず、介護保険の鹿島市内の現状を言いますと、平成18年度で介護保険の認定者数ですね、これが1,300人ほど該当になっております。そのうちに、実際に介護のサービスを受けられた方、この方が1,080名ほどいらっしゃいます。全体的に見れば、平成18年度、続きで見ますと、認定者は17%ほどいらっしゃるという形になります。介護保険法で言うところのサービスは、そういう実態になっております。

それから、あと、介護保険の適用外の方ですね、こういう方にもサービスをやっております。御存じのように、市で直接的に経営をしている、委託ではございますけれども、している分が一本柿荘でのサービス、それから、干潟が丘でのサービス、こういうものがあります。それから、あと、委託して実施をいたしておりますけれども、これはJAさんときたまさん、ここに委託をして、介護の認定を受けられない方々に対しての配食サービスとか、あるいは軽度の生活援助とか、高齢者の生きがいデイサービス、こういうものを提供させていただいております。このほかにも、18年度で市のほうで援助をさせていただきました宅老所、こういう施設もございます。それから、あと高齢者の就労の場の確保というようなことで、シルバー人材センター、ここに援助をしながら高齢者の就業の機会をつくっております。18年度の実績を見ますと、会員数が271人で、実際にこの中で就業されたのが265名というふうに決算のほうではなっております。それから、受託をされた金額が134,000千円ほどになっております。

このほか、社会福祉協議会を通じて高齢者にサービスをしておるものもでございます。若干紹介をいたしますと、ふれあいいきいきサロン活動、これを18年度では17カ所で開設を行っております。それから、会食会を25地区、そのほかに愛の一声ネットワークとか、緊急通報装置とか、福祉用具の貸し付けも社協のほうでやっていただいております。

それから、あと、NPO法人が鹿島のほうにもありますけれども、その中の1つのNPO法人が高齢者向けに、ボールを使ったような健康体操あたりですね、こういうサービスも実

施をされております。

こういうふうにして、鹿島市内では多様な高齢者に対するサービスを実施しております。現状についてお知らせをいたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時10分から再開をいたします。

午後0時11分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

5番議員馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

それでは、午前中に引き続き、2回目の質問を行いたいと思います。

午前中、御答弁いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、項目ごとに2回目の質問を行いますが、まず、207号バイパスの開発についてですけど、私は、中村地区のバイパス沿線は鹿島の北、あるいは西の玄関ととらえておりまして、ここからの入り込み客に対して、鹿島のPR機能など備えた西側の道の駅みたいなものを、施設を設置できないものかというようなことを考えております。特産品の直売所、鹿島市の案内機能、加えて住民サービスの視点から、市民が市役所まで行かなくても書類関係等をとることができる機能など、いろんな機能を備えた公的な施設の建設について、そういった施設があの一帯には建設が可能なのかどうかを、できるということであれば、そういうお考えはないのかどうか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、バイパス沿線のことに関しての御答弁を申し上げます。

あの一帯は第1種農地ですので、一定の規制はあります。けれども、先ほどの御質問のような、いわゆるこれは沿道サービス型の施設ということだと思います、言えると思いますので、こういった種類のものは建設可能だと思います。建設することはできますけれども、そこにおっしゃったような公共的な施設を建設すると、そういったことでは現在のところ、そこまでは考えておりません。

県内では、ほかの市では、バイパス沿線の一部を、いわゆる用途を指定して商業施設など、そういったものを行政主導で誘導すると、そういったところがありますけれども、当市においてはそこまでは考えておりません。このことにつきましては、以前、関係機関とか、いろ

んな団体とか、協議を重ねてきまして、いろんな意見をいただきました。その結果を踏まえて、結論としては、バイパス沿線には沿道サービス型の施設を誘導するというにしております、御質問のような公共的な施設は計画としては現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

現在のところ考えておらないということですが、いろいろと制約等も、また財政的な問題もあると思います、背景にはですね。今後いろんな施設が張りついてくる中で、こういった市民サービス、市民へのサービスですね、これを鹿島のPRも兼ねた利便施設や案内施設についても、今後その展開の中で考慮していただければと要望しておきたいと思います。

次に、空き施設の利用についてお尋ねしますけれども、北鹿島の農村婦人の家のみそ加工施設について、前向きで考えておられるということで、その点についてはありがたいことと思います。先日も私、北鹿島のほうで区長さんたちと色々な話をしておりました。空き施設に関しては、どうすればいいかということ、地元でもやっぱり関心を持っておられますので、どうかよろしくお願ひしたいと思っております。私は、農家の婦人の皆さんが、こういった取り組みを通じて、世代間の交流といいますか、そういう子供たちと一緒に、みそづくりを体験するというようなことがあれば、親子学習の場としての意義あることと思っておりますので、子供たちが鹿島に住んでいてよかったと思えるようなですね、人づくりもまた本当に大事なことだと思っております。活用に際しては、いろいろと考え方を持って取り組んでいただければと思っております。

次に、空き教室の件ですが、私は、空き教室を活用して学校教育以外、社会学習などに取組みばどうかというふうに考えております。このことは以前からいろんな形でお話があったと思いますけれども、例えば、マイスターと言われる方も鹿島にはたくさんおられるんじゃないかと思ひます。こういった技術を持った人が子供たちにいろんなことを教えてくれるような、また、高齢者や地域の人たちの触れ合う場としてのコミュニティー機能を持った教室もユニークでいいのではないかと思ひますが、その辺の考え方をお尋ねしたいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

馬場議員の空き教室を利用した中での高齢者と子供たちの交流事業というような、学校教育にかかわらずというようなことでございますけれども、まずちょっと私のほうからは、学校現場での学校教育の中での高齢者との交流事業をどうしているのかという点をちょっとお

話しさせていただきたいと思います。

先ほど申しましたように、各学校につきましては、基本的にはすべてクラスとして使っていない分についてはいろいろな形で有効活用しているというのを前提としながらでございますけれども、学校現場におきます高齢者と子供たちとの交流事業というのは、主に小・中学校での生活科なり、総合的な学習の時間の中で取り組んでおるところでございます。

一例を申し上げますと、鹿島小学校の2年生では、生活科の授業の中で老人の方にかかるたや竹トンボ、めんこ、おはじきなどの昔遊びを教えていただき、交流を図っております。また、古枝小学校の5、6年生では、総合的な学習の時間の中で、しめ縄づくりを体験させてもらっております。そのほか、明倫小では3年生の社会科の時間の中で、昔の遊びについて話を聞いたり、竹トンボやお手玉づくりを習ったりしておるところでございます。中学校では、高齢者の方々との触れ合い活動として、高齢者の方の自宅訪問を行ったり、高齢者の方々とのグラウンドゴルフ大会などを総合的な学習の時間の中で行っておるという実態でございます。

鹿島市は、全国に先駆けまして福祉教育への取り組みを実践してきておりまして、今まで述べてきたような高齢者の方との交流事業については、どの学校でもいろいろな機会をとらえ、積極的に取り組んでいるところではございます。

ただ、今、学校におきましては、どうしても総授業数という制約がございまして、限られた授業時間数の中で精いっぱい、お年寄りをうやまい、また、ふるさとへの愛着を持たせる教育を行っておるところでございますけれども、ただ学校だけでは、先ほど申しましたように、授業時間数の制限がありまして、なかなかこれ以上、上乘せして充実させていくのには無理があるのかなと考えております。今後は、地域の方へいろいろお願いをしながらしなければならぬ部分が多くなっていくのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

いろいろと福祉教育の中で取り組んでおられるということはわかるのですが、子供たちがこうやってカリキュラムの中でやっていただくのはよろしいんですが、やはり高齢者や地域の人たちとの触れ合うという場を何とか考えていただけないかと。そのために、空き教室を何とか利用できないかというようなことを思っておるんです。

きょう、佐賀新聞の中で、声欄でしたが、伊万里の60代の婦人の方が、やはり年に1回だったけれども、子供会と触れ合ったときに楽しい思いをしたというような記事を読んできました。やはり、こういうふう子供たちの元気な姿と触れ合ったときに、高齢者というのはかなり元気になるもんじゃないかというようなことを感じておりまして、その辺を考慮して、

何とか子供たちのためにやっていただけないかと。それに関して、教育長のほうから所見をちょっといただきたいなと思っておりますけれども、よろしくお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

今の時代ですので、不審者の云々というような問題もありますけれども、基本的には、学校はいつでもどうぞというスタンスで地域に開放しているということを御理解いただきたいというふうに思います。

そうは言いましても、学校というところは、あくまでも学習の場でありますので、例えば、1つの教室を常時そのために設けてというわけにはなかなかいかない事情もあります。ただ、空き教室に限らず、例えば、高齢者との交流内容によって、その最もふさわしい場所ですね、例えば、教室だけじゃなくて、中庭であるとか、体育館であるとか、そういう適切な場所を考慮しながら、そういう機会の実を高めるための工夫とか実践、こういったものは現在でも行っておりますし、特に小学校では計画的に取り入れて、今後ともやっていきたいと思っております。

御存じのとおり、今の学校教育には、学校の先生方からだけ教わるのではなくて、やはり地域の人材活用ということが強く求められているときでもありますので、特に、議員申される、いわゆる高齢者の方のお知恵とか御経験、こういったものを学校教育に、子供たちに還元をしていくということは大変ありがたいことでもありますし、あわせて、そういうお年寄りに対する感謝とか、思いやりの心をはぐくむ機会として、これからも大事にしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

一応、地域の人にも開放をしているというようなことで言っていました。これは、学校側だけではなく、地域の人、または高齢者のほうからも、ある程度積極的な働きかけが必要じゃないかというふうにも思いますので、これからもできるだけ前向きにいろいろやっていただければというふうに思っております。

次に、医療行政についてですが、幾つか気になった点を質問させていただきます。

まず第1点目が、目標値の達成状況において、後期高齢者医療の加算、減算があると言われていましたが、ここをもう少し詳しく、そして具体的に、どれくらいの金額になるのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

先ほど、国保の今回の特定健診の対象者が約7,000名ということを申し上げました。まず、この7,000名に対して、受診率ですね、これが平成24年度で65%、それから、この中で65%のうちに、あと今度は、この中から保健指導の対象者を選び出すということがあります。この対象者のうち45%、指導率ですね、45%という目標が定められております。それから、その指導をしたうちから最終的にメタボの減少率、これを10%以下というような目標、この3つの目標がございます。

今、国のほうでこの3つの指標をもとに、先ほどの後期高齢者医療の支援金、これを上下10%の範囲で加算、減算をするというようなことに話が進んでおりますけれども、この3つの基準を平均といいますか、プラス・マイナス・ゼロになるのをどこに設定するかということが協議をされておりますけれども、それがまだはっきり決まっておられません。ただ、記事で、情報で出てくるのは、少なくとも65、45、10というこの基準値を、そこをゼロにしようかというような話があつておるようです。これを仮にそういうふうに決まりますと、これよりも、例えば、受診率が30%とか、それから指導率が20%とか、そういうふうにして目標値を下回りますと支援金が加算されるという形になります。その基準値を上回れば、成績がよかったということで減算対象になります。

それで、その支援金がどのくらいになるのかということでございますけれども、御存じのように、今、後期高齢者の医療の保険料ですね、これが今、広域連合のほうで検討されております。それで、この額がはっきり決まっておられません。そこら辺がはっきり決まってくれば、これが具体的に、じゃ、支援金でどのくらいになるかということがわかってくると思いますけれども、今のところわかりません。ただ、大まかに言えますことは、後期高齢者の医療の費用分担ですね、これがどうなっておりますかといいますと、75歳以上の高齢者からいただく保険料、これを全体の10%をいただきますように。それから、あと40%を各医療保険者の拠出金、支援金ですね、その40%をいただきますように。この40%の支援金に対して加算、減算が行われると。特定健診の受診率等によって加算、減算が行われると。あと50%が公費50%という形になっております。そこら辺の額がきちっと決まりましたら、この支援金が大体どのくらいになるということがはっきりしてこようというふうに思いますけれども、現時点では、それがまだわかっておりませんので、後だつてわかれば、議会あたりにお知らせをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

次に、7,000人の対象者に対して最終的に特定保健指導を実施するのが平成20年度で95人、平成24年度で308人とのことですが、何か少ないような気がしています。特定保健指導対象者と分類されるのが特定健康診査を受診された人のうちの15%程度というのも、ちょっと気になります。生活習慣病の予防のためには生活習慣を改めぬといけないというのですが、これは実際にやるとなると物すごく大変だと思います。これは、ちなみに、国保被保険者のうちどれくらいの人がメタボリック症候群の該当者であると見込んでおられるのか。また、その程度の数の特定保健指導でメタボリック症候群の該当者の10%減を達成できるとお考えなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えをいたします。

7,000人のうちにメタボの該当者ないしは予備群、これをどういうふうに見ているのかということが第1点ありますけれども、大体一般的に言われているのが、40歳以上75歳未満の男性で50%ぐらいですね。男性の場合は腹囲、腹の周りが85センチ以上の方、それから、高血圧症とか項目がある方、これはメタボの該当者ですね。女性は90センチ以上という形になります。そういうことで、こうして見てみますと、大体7,000人のうち2,400人ぐらいがその該当者ないし予備群だろうというふうに考えております。

それで、2,400人のうちに、結局その10%、減少率ですね、減少率が最終的に目標として10%減少というのがありますから、240人減少させねばらんわけですね。そういうことで、先ほどの保健指導の対象者の中には、15%が683人という言い方でしますけれども、この中には、保健指導あたりをせんで、真っすぐ病院に治療をせんぎいかんよという方がいらっしゃるわけですね。そういうことで、このうちに結局、メタボの保健指導の対象となる方は683人のうちに308人ぐらいだろうというふうに考えております。308人のうちに240人減らかさねばらんわけですから、これがかなり、70%減らかさねばらんごとなるわけですね。非常に指導が大変だろうというふうに考えております。そこら辺に一番、今回の特定健診、あるいは指導が非常に難しいというような見方をしているというところがございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

今の答で、かなり厳しいというようなことですがけれども、24年までというようなことで、保健指導のほうですね、充実をしっかりとさせていただいて、その目標値以上に達成できる

ようにと考えております。やっていただきたいと思っております。

次に、現在、特定健康診査、特定保健指導の実施計画原案を策定中と言われましたが、この実施計画はいつごろでき上がるのか、あわせてお伺いをさせていただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

来年からのこの保健指導については、国のほうから、今年度中にその実施計画をつくりなさいということ言われております。その実施計画の中に、24年度目標で、先ほど言いますように、65、45、10というのを目標値として掲げるという形になっております。来年から始まるわけですから、24年の目標をそこに置いておいて、そして現実の今、老人保健法の中でやっております健康診査の実績値あたりを見ながら、だんだんそのほうに近づけていくという計画をいたしております。

いずれにしても、この計画をきちっとでき上がった段階では、議会のほうに御説明をして、御了解を賜りたいというふうに思っております。その時期が、原案ができるのが今月末にできるか、できないか、末ぐらいを目標にやっておりますけれども、少しおくれるかもわかりません。そして、その時点で原案あたりを議会の皆さんに御説明できればなというふうに考えますけれども、最終的に決定をするのが恐らく年を明けてからというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

どうもありがとうございます。実施計画の原案がもうすぐでき上がるということで、2月ということで、その前に議会に対して説明会を開いていただけないかということで、よろしく願いしておきたいと思えます。

私は、この生活習慣病の予防はとても重要なことだと認識していますが、生活習慣病はサイレントキラーと言われて、体に痛いというような症状があらわれたときには、大体において重症化している段階だということなんで、そうなってしまうと好きな食べ物も食べられない、生活でいろんなつらい制限がかかってくる、医療費の自己負担も重くなっていく、国保も医療費の支出が多くなっていく、保険税も上がっていく、そういうふうな中で社会全体が、いわば不幸な状態になっていくんじゃないかと思えます。

この特定健康診査とか特定保健指導で生活習慣病の予防ができれば、本当にいいことだと。時間はかかると思えますが、それに対する、いわば取り組みですね、やはりそういう税負

担じゃないですけども、かなり財政的に厳しい中で医療費をこれからはできるだけ抑えるというようなことで国もやっているような現状ですので、本当にそれに対して、みんなが一緒になって取り組まなきゃいかんという、本当に時期に来ていると思います。このことに対して、一応、市長の見解をちょっとお伺いできればと思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

私のほうからお答えさせていただきます。

人はだれでも一生健康でおるということが一番いいわけでございます。ただ、仕事をすればストレスもたまります。そういう中で、お酒を飲んだり、あるいは過食をしたりということも出てくるというふうに思います。そういうことで、今、このメタボリックシンドロームというのは日本人の国民病と言ってもよかつじやなかろうかなと思いますですね。そういう中で、これを予防していくということが、結局、今問題になっております、うちのほうでも問題になっております医療費を抑えるということになります。これの予防の最も簡単な方法は、皆さん方一人一人が健康についての自覚を持つということ、そのためには、1に運動、2に食事の節制をやるということだろうというふうに思います。来年から始まります特定健診・指導の中では、そういう運動療法とか食事療法まで含めて、皆さん方と一緒に取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

そういうことですので、皆さん方も十分、そこら辺を注意しながら、日ごろの生活を送っていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

ありがとうございます。市長にも突然だったんで、内容的にちょっと数値的なものが難しく、申しわけなかったと思っておりますけれども。

次に、前の問題ともちょっとかかわってくるのですが、現在、干潟が丘や一本柿荘などのデイサービスの施設がありますが、このような施設に元気なお年寄りが集まって体を動かすなどして、病院にできるだけかからなくていい状況をつくり出すということは大事なことだと思います。そこには、利用者だけでなく、従事する方たちの環境整備などの問題も多くありますが、そのことは次に回すというようなことで。

ことしの3月議会、私が議員になる前ですけども、国民健康保険税の引き上げについての審議がなされたことを聞いております。医療費が増加している中で引き上げだと思ひますが、特に増加しているのは老人医療費ではないかと思ひます。全国の自治体のほとんどがこ

の問題を抱えており、その対策にいろいろな取り組みが展開されているのではないかと思います。老人医療費が高くなっている現状を分析し、病気にかかる前の予防策に取り組むことによって医療費を抑え、ひいては住みなれたこの鹿島で健やかに安心して暮らせる老後につながっていくのではないかと考えておりますので、モデル地区をつくるとか、できるだけ地域ごとのデータを生かした取り組みなど、鹿島の特性を生かした創意工夫と知恵を出し合い、地域医療と福祉を考えるとしたいと思います。

昨年3月には、高齢者福祉の計画を策定しておられます。そのようなことで、鹿島市としても高齢者の福祉についてはかなり進んでやっておられるとっておりますけれども、計画が目的ではなくて、やはり実行して実績を上げていただきたいということが私の願いであります。今後の予防医療とか、介護予防のさらなる充実をお願いしたいとっております。

これで私の一般質問を終わりたいと思いますけど、最後にできれば市長から一言お話をいただきたいなとっております。よろしく申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど、国保税の問題も取り上げて言われましたが、いわゆる国保会計を改善するにも、やっぱり予防から入っていかなくちゃいけませんね。それからまた、もちろんそういう国保とか何とか言う前に、快適な市民生活を送っていただくためには、もっともっと予防から入って健康な生活を送ってもらう、これが基本ですね。

今もいろいろ内部で、この分野をもう少しどうにかできないかとか、そういうのを部長、課長といつも議論をしております。ただ問題が、結局詰まるところは財源という話になって、そして、財政基盤強化計画にのっとって今やっておりますが、結局、これは経常経費化するんですね。毎年一定出ていく。例えば、1年、2年ぐらゐの出費でこの事業は終わりということだったら、今の段階でもやるということが出来るんですが、これ一遍やったら、削ることはなかなか難しいですよ。そういうこともありまして、もう少し財政の動向を見てからというのが、この経常化するものについて。財政基盤強化というのは経常経費をいかに削るか、人件費もその最たるものですけどね。経常経費をいかに削るか、一言で言えばそういうことになります。

したがいまして、今、そういういろんな分野で削減をしながらということですので、一方で削減をしながら、この分野だけふやすというのが、なかなか今の段階でできないでいるというのが現状であります。しかし、基本的な政策としては、やっぱりこの健康問題、あるいは快適に市民生活を送るという基本は、やっぱり予防から入ることが原理原則でありますので、こういう分野には力を入れていかにやいかんというふうには思っております。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

どうもありがとうございます。今の財政が厳しい中で、これからも前向きに取り組んでいただきたいということを要望して、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

以上で5番議員の質問を終わります。

次に、8番議員福井正君。

○8番（福井 正君）

こんにちは。8番議員福井正でございます。通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回は、大きく3点について質問いたします。鹿島市の産業活性化について、安全安心のまちづくりについて、住民基本カードシステムについてでございます。

まず、大きく1番の鹿島市の産業活性化について質問いたします。

平成17年6月議会の一般質問で、国道207号バイパス沿線の農振地指定解除について質問をいたしました。そのとき、土地改良事業の完了公告8年以上経過している土地についての農用地から条件を満たせば転用の申請を受け付けなければならないとの答弁をいただいております。また、そのとき市長の答弁では、鹿島市に消費者が欲しがる商品がなければ、よそに買い物に行かれてしまう、こういうことは避けたい。ただ、地元商店や中心商店街が危機感を持っていることは理解できる。消費者にとっていろいろの選択肢があったほうが安くていいものを選択できるのではないか、そういうことを総合的に判断していきたいとの答弁をいただいております。

現在、先ほど馬場勉議員からも質問ございましたけれども、中村地区は土地改良公告がことしの4月1日で8年を経過いたしました。また、佐賀新聞によりますと、国道207号バイパス沿線の中村地区に、ある業種の方が農地転換申請をなされているということも新聞報道でございました。また、ほかにも農地転換の動きがあるかもわからない。

今、国の基本的な方針は、まちづくり三法の転換によりまして、郊外型の店舗展開から中心市街地に大型店舗を持っていくという方向に大きく転換いたしました。このようなときに、この大事な農地を、いわゆる開発という方向で行くのか、バイパス沿線を開発という方向で行くのか、それとも規制をしていくという方向で行くのか。これは、今から鹿島市の将来を決める大事な要点だと思います。このことについて1回目の質問といたします。

続きまして、大きな2点目でございますけれども、安全安心のまちづくりについてということで、災害時の対応について御質問いたします。

ことし7月16日、震度6の新潟県中越沖地震が発生いたしました。死者11名、重軽傷者1,959名、全壊家屋993棟、大規模半壊493棟、半壊2,778棟、一部損壊3万4,435棟の被害が発生いたしております。地震が発生しました後、新潟、特に柏崎周辺では、水、電気、ガス

などのライフラインが崩壊いたしました。また、下水道も使用できないという状態になっておりました。医薬品、食料品、水等が2日間ほどなかなか被害者の方に行き渡らないというような状況もあったということでございます。現在、仮設住宅も供給が始まっておりまして、落ちつきを取り戻しているということでございますけれども、また、柏崎の原発では、原発の炉心に対する損傷ではございませんでしたが、住民に対して多大な不安を与えたというふうな状況がございました。

もう1つ、もとに戻ってみますと、平成17年3月20日に震度6弱の福岡県西方沖地震が発生いたしました。このときは、鹿島市でも屋根がわらが落ちる等の被害があったということはまだ記憶に新しいところでございます。

そこで質問でございますけれども、鹿島市内の避難場所、これは鹿島市のホームページを見ればわかりますけれども、これは主に水害時の避難場所ということだと私は理解しておりますが、避難場所に指定をされている、いわゆる公共施設等の耐震強度というのが、例えば、震度6強の地震等に耐えることができるのかということがまず1点目の質問でございます。

また、新潟県では、民間の家屋が多数崩壊、倒壊いたしました。これは、新潟県特有の構造上の問題、屋根がわらが重たい、壁が土壁でできているとかいう、そういう構造上の問題があったと思いますけれども、鹿島市でも1981年以前につくられた、いわゆる耐震強度が法的に強化された時点以前につくられた家屋については、やはりこういう地震がありますと、ひょっとしたら倒壊するかもわからないという心配がございまして、こういうことについて調査をされたことがあられるのかどうか、また、今後調査をされる考えがあられるのかどうか、お尋ねいたします。

そして、新潟県の場合、水道、下水道、これがいわゆる液状化現象によりまして、パイプがぐにゃっと曲がってしまったり、そこに砂が入り込んでしまったり、水道を使えない、下水道も使えないという状況が生まれました。鹿島の場合は、主に私が住んでいる地区等は、平野部はいわゆる潟ですけれども、これが液状化するかどうかというのは私もわかりませんが、これが本当に、そういう地震があったときに、強度として耐えることができるのかどうかということが1つ心配でございます。これについても質問いたします。

また、新潟の場合も、地震発生から2日間は、やはり食料につきましても、水につきましても、なかなか行き渡らないという状況が生まれましたけれども、鹿島市に備蓄というのがどの程度してあるのか。特に水につきましては、水道管が破断したりしますと、水の問題で一番大事な問題になってきますが、これについてどういう状況なのかということをお尋ねいたしますとともに、また、医薬品とか、夏場じゃなくて冬場に起きたときは毛布等も必要になってくると思いますけれども、これは備蓄が何日分ぐらいあるのかということをお尋ねします。

そして、被災時、被害が起きたときに、いわゆる住民の方の避難誘導、それから食料

等の配布をすると、こういうのはどういふシステムでなされる計画になっているのか、このことについてもお尋ねいたします。

大きな3点目でございますけれども、住民基本カードということでございます。

住民基本台帳ネットワークシステムというのは平成14年8月5日から、また、住民基本カードは平成15年8月25日から運用が始まりました。当鹿島市議会におきましても、このことの是非について議論をいたし、賛成多数で採用が決定されました。この議会での住民基本台帳システム及び住民基本台帳カードについての説明では、行政機関での本人確認情報の検索、住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、また、医療機関における健康診断の結果等の照会のサービス、医療に関する本人情報を医療機関に提供するサービス等々、さまざまな利点があるという説明がございました。

これは私自身が経験したことでございますが、4月、市議会議員選挙がございました。供託金を返還請求に参りましたけれども、そのとき、この住民基本カード、たまたま私はここに持ってありますが、このカードを提示いたしました。ところが、このカードが受け付けていただけなかった。免許証を出してくださいと言われてまして、運転免許証を提出いたしました。それによってやっと本人確認ができた状況があったということでございます。また、ほかの金融機関でも、例えば、定期預金の解約等のときには本人確認が求められますけれども、そのときも住民基本カードを提出いたしましたら、これは初めて見ましたというふうにおっしゃる行員さんもいらっしゃったということでございます。

そこで質問でございますけれども、鹿島市で過去4年間、この住基カードが何枚ぐらい発行されているのかということが1つ質問でございます。また、身分証明書として使える金融機関や病院などの状況がどのようになっているのか。そして、鹿島市の、いわゆる市の機関の中で身分証明書として使えない部署はないのか。そして、次に、今後このカードをどのように活用していくのかということについて質問をいたします。そして、また今後の普及についてもお尋ねしたいということで、私の1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

8番議員の国道207号バイパス沿道の開発についての中の開発なのか、規制なのか、基本的な考えをということで御質問ですけれども、私のほうからは、用途地域見直し、あるいは用途指定の拡大という観点から答弁をさせていただきます。

このことにつきましては、以前にも答弁をいたしておりますけれども、農振除外やバイパス沿線の開発等にも関連いたしますので、都市計画という立場から答弁をさせていただきたいと思っております。

御質問のところは、都市計画区域内の用途地域の指定のない区域であります。その地域は

農振地域でありまして、その地域の無秩序な開発を防ぎ、秩序ある開発や保全のために、用途地域の見直しを図る必要があるのではないかとということで、そういう考え方から、数年前、検討を行ったところでございます。

その結果、バイパス沿線への用途拡大はどのような種類の用途であっても相当に困難である、そういう検討結果が出ております。その理由といたしまして大きく3つほどありますけれども、その1つ目が、用途拡大の1つの条件といたしまして人口増加が見込まれることということですね。そして2つ目が、現在指定をしています用途地域の開発が進行していることが条件としてあります。鹿島市の場合は、現在、用途地域内の未整備、未開発の未利用の用地が約80ヘクタールほど残っております。そういうことで、このことも1つの理由ということになります。3つ目が、農振地域など農業上の土地利用が図られるべき地域に用途地域を指定するのは適当でないということが主な理由として上がっております。

現在におきましても、バイパス沿線の用途指定の拡大は相当に難しい状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

坂本建設環境部長。

○建設環境部長（坂本博昭君）

8番福井議員のただいま御質問がございましたが、2番目の安全安心のまちづくりについての中の(1)と(2)についてお答えをしたいと思います。

まず、鹿島市内の公共施設と避難場所に指定されている施設の耐震強度についての御質問ですが、当市の地域防災計画では、避難場所として、風水害や高潮時における指定はございますけれども、現在のところ、震災時における避難場所の指定は行っておりません。しかし、現在見直し中の地域防災計画の中で避難場所の指定を行ってまいりたいと思っております。

いずれにいたしましても、避難場所は体育館とか公民館等の公共施設が中心になってくると思いますので、この公共施設等が地震に耐えられる状況か、現行の耐震基準を満たしているかということでお答えをいたしたいと思います。

現行の耐震基準は、昭和56年6月に改正されたものですが、阪神・淡路大震災の際、現行の耐震基準で建築されたものは被害が少なく、改正前の耐震基準で建築されたものに被害が多かったことから、現行の耐震基準はおおむね妥当であると考えられています。このことを基準に考えますと、市が所有しております施設につきましては、これは現行の耐震基準改正以前に建築されたものもありまして、現行の耐震基準を満たすものも満たさないものもあることとなります。しかしながら、正確な耐震性を把握するためには、現行耐震基準改正前に建築された市有施設については計画的に耐震診断を実施し、そして、診断結果に応じて優先度を考慮した計画的な耐震化を促進していくような必要があるんじゃないかと考えております。

また、水道や公共下水道の耐震強度につきましては、各施設の建設時では、そのときの設計指針に基づいた工事を行っておりますが、想定以上の外圧が加わりますと、これも十分とは考えられません。その場合は、給水や下水についてはほかの補完する別の方法での対応が必要になってくるかと思えます。

それから、(2)の民間施設の耐震強度についてということですが、これは民間施設の調査をしたことがあるかとの御質問ですけど、民間施設、住宅等の耐震強度についての調査は、直接は現在のところまだ行っておりません。ただ、耐震基準が改正されました昭和56年6月を基準として建築年度により推計をいたしますと、市内の民間住宅約9,900棟のうち、昭和56年6月以降に建築された家屋が約5,300棟と推計をいたしております、約54%の住宅につきましては現行の耐震基準をおおむね満たされているのではないかと思います。

なお、国は、平成17年に耐震改修促進法、これは建築物の耐震化促進のための法律、これを改正いたしました。その中で民間、行政の耐震化促進についての役割分担についても明記されておまして、基本的には、建築物の所有者がみずからの問題として耐震化促進に努力しなければならないとなっております。

市といたしましては、市単独の耐震診断の予定はございませんけれども、地震災害及び耐震化等についての正しい情報を市民の皆様へ提供するとともに、防災教育や地域における地震対策の促進を通じまして、防災意識の高揚、知識の普及に努め、耐震化の促進を図っていきたくと考えております。

具体的には、本市におけます地盤の揺れやすさ、地震時の危険度を示しました地域防災マップをできるだけ早い時期に作成いたしまして、市民の方に公表をいたしたいと考えております。さらに、市の広報紙やホームページを活用して情報の提供や、さらには市独自のパンフレットなどを作成いたしまして配布するなどして、市民の皆様の地震への注意の喚起や防災意識の高揚を図ることにより、耐震化へ向けた住民の皆様への普及啓発を推進したいと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

私のほうからは、食料、医薬品、毛布などの備蓄状況、それから、被災時の市職員や消防団、避難誘導、食料の配布システムについてはどうなっているかということの2点についてお答えをしたいと思います。

まず、備蓄状況ですけれども、当市では、水、食料、医薬品については備蓄はいたしております。その必要性は十分に認識をしているところですが、ただ備蓄ということではなくて、備蓄ですと賞味期限等々の問題もございますので、災害時に優先的に配分をして

もらうような形で、できれば地元企業と協定等結びながら、今後その対応をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、毛布等の生活用品の備蓄状況ですけれども、これにつきましては、十分とは言えませんけれども、現在、毛布が150枚、タオルが1,000枚、マット150、大人の紙おむつが750、ほかに9種類ほど備蓄を行っております、特に毛布等につきましては今後、予算との兼ね合いもありますけれども、年次計画を立てて、少しずつふやしていきたいというふうに思っております。

それから、災害時の避難誘導についてですけれども、一般的にその避難勧告等が出る場合についてはお知らせについては、これまでも防災行政無線、それから市の庁用車、それから消防団の積載車等で広報活動を行って、避難場所、避難についてのお知らせを行ってきたところですが、その避難誘導につきましては、健常者の方についてはそれぞれ各自避難場所まで避難していただくことになっておりますけれども、特に高齢者、身障者の方々等につきましては、現在、市の防災計画の中では優先的に市の職員や消防団の方々の協力を得ながら避難をさせることになっておりますけれども、地域住民の方々の協力というのが必要不可欠になってくるものというふうに思っております。

ただ、これから、今大きな問題、課題というのが、今回の地震の折でも、高齢者、身障者の方々の、いわゆる要援護者の方のリストをどういうふうにして把握して、それを活用していくかというのが非常に大きな問題で、先週の土曜日ですか、県のほうの主催で要援護者セミナーというのがありましたけれども、今後、最も重要な問題というか、課題になってくるだろうというふうに思っております、我々としても早急に関係各課、それから関係団体の方々にお集まりをいただいて、その把握なりをどういうふうにしていくか、検討をしてみたいというふうに思っております。

それから、食料等の配布方法についてですけれども、これにつきましては、災害対策本部を立ち上げておまして、その中で救助対策班というのを組織いたしますので、そこで各避難所までは食料等の配布は行うというふうな計画をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

それでは、私のほうから福井議員の大きな3番目、住民基本台帳ネットワークシステムについてお答えをいたします。

質問の要旨といたしましては5点ほどあったかと思いますが、それぞれ申し上げたいと思います。

まず1点目の住基カードの発行枚数はどれくらいかということの質問だと思っております、住

民基本台帳カード、いわゆる住基カードということで申し上げておりますが、住民基本台帳法に基づきまして、平成15年の8月から、希望される市民に対して市民課のほうで交付しているICカードでございます。交付の開始からちょうど4年が経過したわけでございますが、本年の3月末に全国的な普及状況について公表されたわけでございますが、全国段階で現在、約141万枚が交付をされていると、これは住民基本台帳の人口比でとらえていきますと1.08%の普及率だということとなっております。それから、佐賀県では8,118枚が普及しているということで、これが人口比で0.93%。それから、鹿島市でございますが、3月末で169枚、人口比で0.52%という状況となっております。

それで、この普及状況につきましては、比較的人口規模が大きい都市部につきましては条例の定めによって多目的な利用サービスが取り組まれて、普及状況が年々向上している状況でございます。大きい市につきましては、人口比で28%を超えるところもあるようでございます。こういったことで、この住基カードの普及状況につきましては、全国的にも、県内的にも非常に大きな取り組みの格差があるというふうにとらえているところでございます。

特に、県内の状況で申し上げますと、証明書等の自動交付機を設置されております佐賀市等につきましては2.32%ということで高い普及状況になっておりますが、他の県内の市町では1%未満という状況でございます。県内的に鹿島市の状況を見てみますと、ちょうど23市町のうちの中位ぐらいの普及率という状況でございます。

それから、次に2点目の身分証明書として使える金融機関とか病院などでの状況はどういうふうになっているかという質問でございますが、最近はさまざまな場面で身分証明書の提示を求められることが多くなってきております。そういうところで、運転免許証とかパスポートを持っていないと困ることがしばしばあります。そんなときに役立つのが顔写真つきの住基カードということで推進をしているところでございます。

それから、議員御指摘のように、銀行や郵便局で口座を開設するときや携帯電話の新規購入、そういったときに公的な証明書として使えるということになっておるわけでございますが、現状は、ほとんどの金融機関で運転免許証及びキャッシュカード、こういったものをまず優先して確認されているのが現状であります。また、病院等におきましても、保険証によって本人確認を行っているのが現状でございます。

次に、3点目でございますが、鹿島市の各機関、部署で身分証明書として使用できるのかという質問だったかと思いますが、もちろん市役所内では、特に市民課におきましては住基カードを本人確認用として利用いたしております。それから、たまにでございますが、住基カードを利用して、全国の市区町村で自分の住民票の写しをとられる方もいらっしゃいます。例えば、今まで引っ越しの際に必要な転入なり転出の手續等につきましても、転出届が郵便で済まされるようになって、市役所に行くのは転入時の1回だけで済むようになった例もございます。ただし、民間でのこの住基カードの活用につきましては、まだ思ったように

普及していないというのが現状でございます。

次に、4点目の今後、カードの活用法としてどのようなことを考えているかということでございますが、先ほどから申し上げておりますように、鹿島市の住基カードにつきましては、あくまでも本人確認用のカードのみになっております。そういったことで、多目的利用のサービスを付加しないと、このカードの価値観は生まれてこないというふうに思っております。サービスの付加価値と申し上げますと、例えば、証明書等を自動交付機でとるときのカード、それから、印鑑登録証は今別になっておりますが、これと一体化したカード、それから図書館のカードとの併用、それから公共施設等の予約カード、こういったものと多機能的なサービスを付加することによって、住基カードの普及にかなり貢献できるものと考えております。

それから、今、合併等で規模が大きくなった市町村においては、自動交付機等の設置が推進されているところでございますが、鹿島市でも若干試算をしてみますと、現在の人口規模では費用対効果が生まれてこないという状況で、今のところ、この自動交付機の導入につきましては考えておりません。

次に、5点目の今後の普及についてどのように取り組んでいくのかという質問だったと思いますが、先ほどから申し上げておりますように、この普及については、かなり温度差があるということで、鹿島市内の状況を見てみますと、かなり高齢者の方におきましても運転免許証の保有者が多いというふうな状況をつかんでおります。そういったことから、住基カードの必要性を感じない人がかなりいらっしゃるのではなかろうかというふうなとらえ方をいたしております。でも、これからは電子化の時代で、市役所の窓口に来て、いろいろな電子証明を利用したサービスを受けるというふうなことになるかと思っておりますので、公的個人認証サービス、そういったものの取り組みを強化していきたいというふうに考えております。

それから、本年度、国のほうで税制改正が行われまして、電子証明等の特別控除制度が創設されております。そういったことから、平成19年分、あるいは平成20年分の所得税の確定申告におきまして、パソコンによる申告をなされますと税金控除が受けられるということも始まってまいりますので、そういったものの推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

答弁ありがとうございました。

まず、最初の207号バイパスについて、一問一答方式で質問いたします。

今、田中課長から、新たな開発をする計画はないという、多分、大字納富分地区にそれだ

けのまだ農地が残っているという、これは私も以前の質問のとき、そういう答弁をいただきました。

先ほど、馬場議員の質問にも、それから平成17年の私の質問でも、やはり沿道サービスに関しては、これはいいんじゃないかというような形の答弁だったと思います。それから、沿道サービスといいましても、まちづくり三法では建物の面積が1万平米以上は規制をされていますけれども、それ以下の規制というのは、実は今のところ、まちづくり三法に関してはありません。そういう状況の中で、沿道サービスという名目で1万平米以下のものが農転申請をされたとします。これは沿道サービスですよということで、もし来られたとします。そうなったときに、じゃ、どうなっていくかといいますと、今、中心市街地、特に中心商店連合会の中では、今、まちづくり会社を設立いたしまして、間もなく登記を行います。やっとなすね、やっとな言ったら失礼ですけども、まちづくりに本格的に動き出したという状況があります。それから、市でも、まちづくりの基本計画について今作成中だという状況だと思います。

そういう状況の中で、先ほど申しましたように、郊外に1万平米以下という形でもしここに出店をされたら、例えば、市街地にある業種と同じようなのが出店をされたということになりますと、やはりかなり市街地だけではなくて、鹿島市の商店にとっても影響が出てくるんじゃないかなという気がいたしますけれども、沿道サービスということで出てこられたとき、これをどう扱っていくかと。これは農地法と別の考え方ですね。これについての基本的な考え方をお尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

都市建設課のほうからは、先ほど答弁がありましたように、バイパス沿線を用途指定することは非常に厳しいという御答弁があったと思います。市としては、そういったこともありますし、積極的に沿線を開発していくことは考えていないというようなことでございます。

ただ、1種農地の範囲では、おっしゃるように、沿道サービス型の施設は設置可能ということでございます。コンビニとか、ガソリンスタンドとか、農家の雇用に展開できるような施設とか、そういったものは1種農地であっても建設可能ですよというふうなこと。それともう1つは、おっしゃったように、まちづくり三法での1万平米を超える店舗は規制をされますというふうなことです。

したがいまして、私どもは、今後のバイパス沿線の開発ということについては、いわゆる農地法、それからまちづくり三法、この法にのっとった開発に沿っていくということになり

ますので、おっしゃるように、1万平米以下であったらどんどんどんどんできてきたら困るんじゃないかというふうな御質問ですけれども、そこは我々は法にのっとっていくしかないというふうに考えております。

また、中心市街地の活性化ということでは、現在、国への基本計画の申請を急ぐということで頑張っておりますけれども、商店街の皆さんと一緒に考えていきたいと考えております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ありがとうございました。

今のことに関連してですけれども、市の財政という観点から考えますと、いわゆる沿道沿いの農地のところに店舗ができるということは固定資産税の増加につながりますし、また雇用の機会にもつながってくるのだということは私も理解しております。しかし、もっと長期的に鹿島全体を見てみましたときに、いわゆるこの農地の分の固定資産税、雇用の拡大ができた、結果的に言いますと、いわゆる中心部の評価は下がってきます。そして、一番大きいのは、固定資産の評価が下がるということは金融機関の担保価値も下がるということなんですね。担保価値が下がるということはどうなるかといいますと、今現在でもかなり厳しい経営をしている、いわゆる零細な業者の人たち、この方たちが金融機関からの借入れが非常に難しくなってくるという状況も生まれてきて、結果的に町が、中心部がまた衰退をしていくという状況が生まれてくるんじゃないかなと思うんですね。

ですから、1種農地でも、沿道サービスであれば開発もいいだろうということ、私もそう思います。財政という面から考えますとですね。だけど、結果的には、中心部がその結果、疲弊をしていく可能性があるんじゃないかなという気がいたしますけれども、このことについてどう思われますか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今、福井議員のような対比の仕方ですね、中心市街地と沿道型、郊外型、そういう図式的な指摘というのは、ある面では当を得たという側面もあるかと思いますが、今までの鹿島市としての、市の行政としての中心市街地商店街に対して、さまざまな施策を講じてまいりました。直近の例で言いますと、さくら通り、これが多分10億円、それから、あその前山交差点、あのところに別に市単独で数億円、それから、スカイロードにあれば30億円ぐらいかけたと思いますね。それから、駐車場、これが中央駐車場と駅のところ、これもかなりの投資をしております。あるいはまた、北公園というのは近隣公園という位置づけですから、中

心商店街に近接する憩いの場としての投資もしております。

したがって、行政としては、あと駅前云々が残っておりますが、かなり行政としてできることはやってまいりました。今後はどちらかといいますと、今後もう市は何もしないということではなくて、どちらかといいますと、やはり商店街の皆さんの今度は自助努力ですね。公的に投資をしました。それを活用して自助努力、これがやっぱり頑張ってもらわなきゃいかん要素になります。

もう1つは、沿道型といいますか、今指摘されております207号バイパス、主に農振地域が多いわけですが、これをもし規制をかけて、福井議員のような対比の仕方、これを開発を自由にさせることによって中心市街地が競争力が落ちて疲弊すると、この図式はあるにしても、やっぱりお互い競争錬磨しながら、その中から活力も出てくるというふうなことも現実にあるわけですね。今、日本のそういう企業の構造というのは、やっぱり競争原理というのは基本に置いておりますのでね。そういう点も考え合わせねばいけませんし、また、消費者にとって、前回は申し上げましたように、やっぱり選択肢が幾つもあったほうが購買者としては、消費者としては便利だ。あるいは、企業間が競争することによって、やっぱり安くいいものが手に入る、こういうこともあるわけですね。

ですから、中心市街地を防衛するためにだけ規制をかけるとか、かけないとか、それだけの範囲の議論は、ちょっと危険過ぎるんじゃないか。いろんな要素も入れながら、ここは総合判断をしていかなければいけないんじゃないかと、こういうふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

私も市長の考えはよくわかります。私も中心市街地におりますけれども、これは私たちの自助努力ということも当然でございますし、スカイロード、さくら通り等初め、さまざまな投資をしていただきましたことには大変感謝をいたしております。ですから、あとは私たち、いわゆるあそこに住んでいる者たちがどのように努力をしていくかということではないかなということ、そのこともよくわかってはおりますが、現状は非常に大変ですね。そこまで投資をしていただいても、まだなかなか上昇しないという状況にあったものですから、こういう質問をいたしました。このことについては、これで終わります。

もう1つ、次の、別の観点から質問いたします。農業という観点から質問いたします。

国の食料自給率、報道によりますと、もう既に40%を切ったという状況になってまいりました。こういう状況の中で、鹿島市の自給率がどれくらいか、多分、130は超えているんじゃないかなと思いますけれども、いわゆる優良な農地です。農地を改良されて、圃場整備をされて、水路整備をされた、こういう状況の中に、実は207号バイパス沿いの農地というのは優良農地としての取り扱いをされております。ここはほとんどが1種農地ということにな

っています。先ほど山本部長の答弁でもございましたけれども。

この優良農地が新たにそこに、沿道サービスという形にしましても、ここに開発をされるということによりまして、農地が結果的に減少をしていく。食料自給率というか、ここを開発したけんが自給率が下がるということじゃないでしょうけれども、現実問題として、優良農地が、いわゆるほかのものに農地を転換していくということによって、結果的に食料自給率がわずかでも減っていくということだと思いますが、こういうことではどうなのかなという思いを私はいたしております。だから、中心市街地の問題と切り離して、農地法という観点から見ましても、やはり1種農地の取り扱い、これをどうしていくかという、いわゆる農業の観点からの質問を次にいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

土地改良事業を入れて、農地をきれいにして、1つは食料自給率を上げていこうとか、優良農地をつくり出そうという、これはやはり基本だと思うんですね。だから、そういうふうにして事業、国の補助事業とかが進んできたわけです。ですから、何でもかんでも転用できますよということにならないように、1種農地、2種農地、3種農地とかという形で分けて、そこに許容範囲をずっと当て込んでいくというふうな状況ですので、趣旨はわかります。わかりますけれども、だからこそ1種農地という非常に厳しい限定の中でいろんな施設を許可していくと、そういう状況だというふうに我々は理解をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

食料自給率と、それから、いわゆる圃場といいますか、水田が開発によってなくなるということの、その分だけで考えますと、実は今現在、鹿島市内の水田が千三、四百ヘクタールぐらいあるんですかね。そのうちの400ヘクタールぐらいは減反しているんですね。これを、じゃ、開発に向かったとして、すぐ400ヘクタールも開発するのかと、そういうことじゃないわけですね。だから、食料自給率は、確かに圃場が減ることによって、遠い将来として、じゃ、全部減反政策もしないと、全部つくろうと、つくれるようになったとした場合は別ですが、今の農業生産の、いわゆるグローバル化の中で、そういうふうにすぐなるという現実的にはまだ考えられないというふうに思っております。

これはあくまでも、その食料自給率との対比で言われましたから、そういうふうな分析を披瀝しただけであります。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

食料自給率に関して申し上げましたけれども、実は世界の農業ということを見たとき、今、石油が高騰して逼迫してきました。アメリカでもブラジルでも、いわゆるバイオ、トウモロコシを使った燃料というのをつくり出してきている。これは将来的に、世界的に見たときに、やはり食料不足というのはかなりの頻度で起こってくる可能性があると思います。そうなったとき、別の観点で見ますと、日本の食料、農業生産物というのは、例えば、中国でも富裕層が高い金を出して買うような状況。この間、台湾でも行かれましたが、1キロ3千円ぐらいでも買われるという、そういう状況も生まれてきている。だから、こういうものを将来的に売り出すことができる貴重な農地じゃないかなと、私はそういうとらえ方をしています。

ですから、先ほど、食料自給率の問題で言いましたけれども、それだけじゃなくて、将来の鹿島市だけじゃなくて日本全体の食料事情ということ、これは市でできる問題じゃないから、あえて聞いていますけれども、ただ、やはりこの農地を安易に転換をしていくということは、将来の私たちの子供たちにとっては大きな禍根を残すんじゃないかなという危惧を持っているものですから、実はこういうお尋ねをいたしましたけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その点においては、全く私も同意見なんです。安易に美田をつぶしていったらいかんというのは、全くそのとおりです。ただし、沿道型ですね、例えば、鹿島市が沿道型の農振地域を規制をかけたとしますね。鹿島市の主要道路の沿道は、もうほぼ余地はありません。そうしますと、鹿島市内で店舗が張りつくという余地がないということは、全体の規模として、例えば、商業規模としても、これくらいのものに制約されてしまうと、こういう現象も出てくるんですね。したがって、貴重な優良農地ではありますが、道路の沿線に限っては、そういう申し出があれば、法律にのっとって、また農業委員会の判断もありますので、そういうことを踏まえて、それをクリアしたものについては建てていただくと、こういう方針をとっているということです。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

最初の質問については、これで終わります。

大きな2点目、鹿島市の安全対策についてでございますけれども、今回は地震ということでお尋ねしました。平成17年の3月には、いわゆる福岡沖の地震があったという、私もあのとき、びっくりいたしましたけれども、地図で、いわゆる断層の地図がございます。これを

見ましたら、鹿島にも西葉断層というのがありました。これは短い断層ですから、余り影響はないんじゃないかなと思いますけれども、ところが、島原半島には実は無数の断層があるんです。こういう状況の中で、いわゆる新潟と同じような震度6くらいの地震が起こらないということは、まずないと思うほうが危ないんじゃないかなと。だから、あるということを想定して、今から、起きたときの対策というのはとっとかんといけない、私はそう思います。

先ほど、避難場所について坂本部長から、いわゆる1981年、昭和56年以前に建てられた建物が実はかなりあるんですね。だから、これについては今から診断をしていって、必要であれば補強していくと、これはぜひやっていただきたいと思います。もし、避難をしたところが先に崩れておったといたら、もう目も当てられん状態になりますので、ぜひお願いしたいということを要望しておきます。

それから、民家については、これは行政だけでできる問題ではございません。これは、そこに住んでいる住民が本当はしなければいけない。自分の安全のためですから、当然のことだと思います。だけれども、その意識がまだ少ない方が多数いらっしゃると思うんですよ。ですから、その方たちに、これはいわゆる情報提供をしていかれるということでしたけれども、やはり1981年以前の建物というのは、建築基準法自体がもう古いものですから、これ以前の方に関しては、情報の提供、市報でもいいでしょうし、ケーブルテレビでもいいでしょうから、ぜひお伝えを、強力なお伝えをぜひしていただきたいということを、これもお願いいたしておきます。

それから、備蓄について、水、食料は備蓄していないということでございましたけれども、新潟で一番問題だったのは、やはり水の問題が一番大きかったと思います。だから、水道がとまっておるわけですから、水をじゃ、どこから仕入れたか。たまたまあいておったコンビニから買って来たとかいうレベルの水がありました。この水の供給というのは、ある程度は確保しておかんといかんのじゃないかなと。水が腐れる可能性がありますけれども、これは何かの演習か何かするときに使えばいいことでありますから、食料についてもですが、ある程度の備蓄というのは、この地震だけじゃなくて、ほかの災害もございまして、少しは、せめて1日か2日分ぐらいは、鹿島全市民分とは言いませんけれども、ある程度用意をしとかんといけんのやないかなと思います。これについてどうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

福井議員の備蓄の状況というか、備蓄はしておくべきじゃないかというふうなことでございますけれども、先ほど1回目の答弁のとき申し上げましたように、備蓄につきましては、水、食料につきましては、協定という形で、災害時、そういうふうに緊急的に対応をしなければならぬという状況になったときには、鹿島市のほうに優先的に配分をしてもらうとい

うふうな形でやっていきたいと。これは隣接の江北町のほうも、飲料水についてはそういうふうな形で企業のほうと協定を結んでいるというふうな状況も聞いておりますし、当市のほうでもぜひそのような形でやっていきたいと思えます。

それから、食料につきましても、パンとか、おにぎりとか、そういうふうなもの、備蓄といえば食料としては、以前は即席ラーメンとか、乾パンとか、いろいろあると思えますけれども、この食料についてもパンとか、そういうふうなもので地元のほうと協議をしながら、ぜひ何とかお願いができればなというふうには今考えているところです。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

備蓄は余り考えていないということですが、もし地震とか大災害が起きたとき、じゃ、どういう状況だったかと。道路は寸断されています。鉄道も通りません。要するに、外から支援に来るためには何で来るかと、もうヘリコプターしかないんですよ。こういうように、いわゆる隣の町にしても、企業にしても、支援を求めるにしても、その町自体が壊れているかわからない。こういうことまで本当は考えんといけんじゃないかなと私は思いますので、せめて1日か2日分ぐらいは、水と食料ぐらいいなかぎいかんとやないですかということをお願いしておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

水の備蓄についての御質問でございますが、幸い鹿島市は地下水を持っておりますので、そこらあたり、配水池あたりから取水ができないかどうか、停電した場合でも配水池から取水ができないかどうか、今後、水道課とちょっと話をしてみたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

ぜひ、そういう対策をとって、非常時に対処をぜひお願いいたしたいというふうに思います。

あと、その災害時に市の職員さんとか、消防団員さんとか、皆さん方、もう多分十分にそういう訓練をされていると思えますけれども、いわゆる災害、台風被害というのはいつもありますが、地震災害というのはまず経験がほとんどないわけですが、そういうときの、いわゆる連絡システムといいますか、例えば、消防団のだれだれにどういうふうに連絡していくとかいうふうなこととか、職員さんでも一緒だと思いますけれども、そして、じゃ、どこに集合して、どういうふうに行くのかとかいう、そういう連絡網とか、そうい

うことまでちゃんとできているんでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

地震時の連絡網ということですが、現在の鹿島市の防災計画の中では、地震については想定をいたしておりません。それで、今、年内（86ページで訂正）に地域防災計画について地震を含めて練り直すように、今担当のほうで作成をしているところです。それで、その中において、当然、地震時の避難、連絡網等についても、我々、経験をしたことないわけですので、先例地といたしますか、そういうふうなところを参考にしながらやっていきたいというふうに思っております。

それと、1回目の答弁で申し上げましたように、要援護者の避難等についても、そういうふうなことをモデル的に参考にしながら、ぜひその中に取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

それでは、3番目の住民基本カードについて、一問一答で質問いたします。

先ほどの御答弁で、鹿島市の発行枚数が169枚、4年間で169枚ということで、極端に少ないというところとらえ方ができると思いますね。これの理由が、先ほど、いわゆるほかの免許証等で本人確認ができるという状況があるから、これは要らないんだということだと思いますけれども、私は4年前、この鹿島市議会の総務委員でございました。総務委員会の説明では、いわゆるICカードですから、このカードなんですが、これにはかなりの情報が入ります。そのときには、先ほどおっしゃったように、図書カードとか、ほかのいろんな用途に使えますよということでしたけれども、ところが、そのときもう1つあったのが、これはプライバシーの問題がありますけれども、例えば、本人の医療情報ですね、これをこのカードの中に入れて込んで、例えば、医療機関に行ったらこれを差し出せば、保険証がわりになって、本人の情報が読むことができると。要するに、旅行していたときに、全然知らないところでぐあいが悪くなって病院に行ったときに、このカードを出せば、これでこの方の病歴等もわかるようになりますよというふうな説明をそのときは受けておったんですね。ところが、現状を先ほどお聞きしますと、まだそこまでどころか、まず持っている人自体が少ないという状況です。

住民基本カード、住基カードをつくる時、当然反対もありました。これは、やはり個人情報がこのカード1枚に入るといふことの危険性ということも当然ありましたけれども、私はやはり、これをうまく、いわゆるICという技術を使って持っていけば、いわゆるそこら

辺の対策も十分になっているんじゃないかなと思ったんですが、今後、鹿島市として、例えば、本当の意味でこれを理解していただくということが大事だと思うんですね。理解を深めるために、じゃ、どう今から活動されていくのかということをお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

今後どのような形で普及をしていくのかという質問だと思いますが、佐賀市が合併をされて、佐賀市の例を若干聞いたわけですが、佐賀市は、とりたてて自動交付機の導入を先進的にやったと。それで、いろいろ人口規模、今、佐賀市が多分20万5,000人ぐらいだと思いますが、平成16年度に自動交付機の導入を4基されております。それで、そこら辺について市民の反応がどうなのかということで確認をいたしておりますが、確かに、利便性は向上したと言われております。ただし、自動交付機のランニングコスト、維持費ですね、そういったものを算定いたしますと、全体の利用量の3割を超えないと投資効果が出てこない、そこら辺が一番厳しい状況であるということと言われております。

それで、佐賀市が総体的に投入された金額が約53,000千円と言われております。それに毎年、保守点検の費用が4,500千円程度かかっていると、そういうふうなシステムを開発されております。

それで、県内的には、唐津市あたりも今大きな市になっておりますが、全くこういったことについての検討ですか、そういったところまでは至っていないというふうな状況であるようでございます。

鹿島市におきましても、先ほど申し上げますように、運転免許証の保有者が非常に多いという現状がございます。それから、もう1つ議員から御指摘がありましたように、ICチップを利用した公的認証サービスの付加ということでとらえておりますが、そういったものに申請をされる方がいまだに非常に低いという現状でございます。それで、新しい制度を国のほうでもいろいろ税制の改正とか、そういった面が出てきておりますので、今後、例えば、車の購入時に自宅のパソコンから登録ができるとか、そういった試みもやられておりますので、市町村独自でいろんな新しいシステムを開発していくということは到底無理でございますので、国の新しい制度にのっかって、そういう試みをいたしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

自動交付機を私は買いなさいとまで言っているわけじゃございませんで、今でも、これを

つくるときはデジカメで私の顔写真を撮って、このカードに入れ込んだだけの、そういうことですから、大してコストもかからないと思いますけれども、問題は、何をこの中に機能として入れ込んでいくのかなということと、もう1つ心配なのが、このカードが偽造されるんじゃないかなと。というのは、さわってみたらぺらぺらなんですね。通常のバンクカードというのは、ここにでこぼこがついていますよね。ですから、このカード自体が非常に危ないのではないかなと。だから、写真も、私の写真がついていますけれども、写真の顔写真、ぺらっと変ゆっぎんた、別のものになってしまうんじゃないかなと、そういう気がいたしますが、そういう面のいわゆるカードのセキュリティについて、何かわかることはありますか。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

今御指摘のように、この住基カードを発足いたした当初に、佐賀県の鳥栖市におきまして不正事件が発生をいたしております。その後、結局、本人に成り済まして申請がなされたということが原因でございましたので、本人あての取り扱いについては普通郵便から書留郵便に、そこら辺を改善いたしております。その後、そのカード自体につきましては、現在、写真入り、あるいは写真入らない分についても、住所、氏名、生年月日、性別、この4情報ですね、個人の4情報を表面に掲示をいたしております。それで、ここら辺については、今議員から御指摘がありましたように、エンボス加工と言うそうでございますが、ほとんどキャッシュカードについても、病院の診療カードにつきましても、そういうでこぼこの加工が施されております。これについては、結局、偽装するのが難しいということで、そういうふうな加工をしてあるそうでございます。ただし、この住基カードにつきましては、そういった事件があったにもかかわらず、そういった状況がまだ改善されておられませんので、機会をとらえて、そういった要望も出してみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

これが最後の質問にいたしますけれども、これは基本的に総務省の仕事ですね。というのは、端末で読み取る機械が当然必要になってきます。鹿島市には多分、端末があると思えますけれども、いわゆる行政の中に端末があっても、ほかの機関、例えば、医療機関ですとか、図書館ですとか、さまざまな機関に端末がないと本人確認はできません。

先ほど、このカード自体の安全性のことで言いましたけれども、このカードの写真を改ざんしたりした場合には、本人確認が非常に危なくなってくるという状況があるんですね。で

すから、このカードの改善についてもぜひ取り組んでいただきたいということと、これは、市からの要望でしていただきたいんですが、総務省に対しても、こういう読み取り機の普及についてぜひ呼びかけをしていただきたいということを鹿島市からもぜひ要望をしていただければいいのではないかと思います、これが最後の質問です。

○議長（橋爪 敏君）

中村市民課長。

○市民課長（中村和典君）

ただいま御助言がありましたように、これは総務省のほうを担当されております。それから、県のほうでは市町村支援課ということで市町村課のほうを担当されておりますので、また要望いたしたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

済みません。私の先ほどの答弁の中で、1点だけ訂正をお願いします。

地域防災計画を年内を目標にということで申し上げましたけれども、年度内ということで御了承いただきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

以上で8番議員の質問を終わります。

暫時休憩します。次の会議は3時15分から再開いたします。

午後3時1分 休憩

午後3時15分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、7番議員徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

皆さん、こんにちは。7番議員の徳村博紀でございます。本日最終の質問となりますが、最後までよろしくお願いたします。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、大きな第1点目の市内オープン教室についてでございますが、これは明倫小学校のオープン教室と、小さい項目の防音壁はあった方がよいと思うがということが、まず第1点目です。

そして、2つ目のまちづくりについてでございます。

これは、市内の企業が駅前の周辺を開発されておりますけれども、大分、道も整備されて、若干見ばえがよくなってきたというふうに思っております。しかしながら、もとのシティホ

テルの跡地、あるいは、すぎやの跡地につきましては、市内の業者が——その業者がですね、新たに再生させようと努力をしておられますが、こういった中で当市がどのような形でそれをサポートしていくのか、また、どこまでサポートするのかということです。

そして、3番目の税金についてでございますが、税源移譲に伴う増税感についてでございます。

税金が上がったと、大幅に上がったような気が私はいたしましたけれども、これを感じたのは私だけではなかったというふうに思います。例えて言いますと、月給200千円の方が、税の改正前というか、税源移譲前は7,500円、改正後は4,700円。確かに2,800円は所得税が下がっているという状況にあります。市県民税は月額7千円上がっていたということでございました。トータルしますと4,200円上がっていると、年間通しますと50千円近く上がるということになりますけれども、これが年末調整で帳じりがプラス・マイナス・ゼロになるのかということをお聞きいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

まず、私の方からは、大きい1番の(1)の①ですね、明倫小学校のオープン教室について、防音壁はあった方がよいと思うがという御質問にお答えをいたしたいと思っております。これは議員が6月の議案審議のときに御質問された件の引き続きの御質問であろうということで、そのあたりの御質問の趣旨に沿って、若干補足をさせてもらいながら御説明をいたしたいと思っております。

明倫小学校につきましては、平成3年4月に鹿島小学校の過大規模校解消対策として開校しております。以来、ことしで17年目を迎えておるということでございます。オープンスペースを持つ学校といたしましては、北鹿島小学校に次いで2校目ということであります。

そういうことで、この明倫小学校をオープンスペースで開校したことにより、この意義といいますか、理念でありますけれども、まず1点目といたしまして、どんな指導・学習形態にも対応できるという教室のつくりがあるということであります。例といたしましては、学年合同での指導・学習、無学年制の指導・学習、ひとり学習や小グループ学習などが可能であるということであります。2点目といたしまして、自学自習に用いる教具や教材を置くことができるスペースが確保されているということでございます。3点目といたしまして、製作学習の場が広く確保できるということであります。4点目といたしまして、学習活動そのものを促進できる学習環境を構成できるということでございます。

明倫小学校といたしましては、ただいま申しました、これらのオープンスペースの持つ特色を生かしながら、オープンスペースの理念であります一人一人の個性に寄り添い、一人一

人の学習能力を伸ばしていくことに取り組んできたところをごさいますて、現在までに1,721人に上る卒業生を送り出してきておるところをごさいます。

6月議会で、隣のクラスのピアノの音が聞こえてきたりすると子供たちが気が散るのではないかと御質問をいただいておりますけれども、これらのことにつきましては、施設を改修するというよりも、施設を運用していく方法を変えれば解決できるものと考えております。今までも施設の運用方法については、明倫の特色を生かす取り組みを工夫してきておりましたが、さらに今まで以上の創意工夫を学校現場にはお願いしていきたいと考えておるところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

7番議員の大きい2番目、駅前開発についての中の市内の企業に頑張ってもらっているが、当市としては、どこまでどのようなサポートをしていくのかという御質問をごさいます。これは先ほども申されておりましたように、シティホテル跡地と、すぎや跡地のことということでよろしゅうございませぬ。

ここにつきましては、これまで買収された方と何度かお会いをしましてお話をしております。ここを買収された民間の方は、それなりに目的を持って計画を進めてもらっていただいているということをごさいますて、市としましては、どのような計画を具体的にされるのか、その経過を見守っていききたいということと考えております。また現在、市では新市街地活性化基本計画を策定中でありますけれども、民間の方が計画をされているものがこの基本計画に沿うものでありましたら、その事業を基本計画に掲載し、国の認定をもらえば民間事業に対しても国の補助がありますので、開発候補地の所有者の方にもこのような制度があるということは既にお知らせをいたしておるところをごさいます。したがって、ここを開発される方がこの制度を利用したいということであれば、市としましても協力して進めていく予定をごさいます。

以上をごさいます。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

私のほうからは、税金についてということで御説明したいと思ひます。先ほど数字を上げられて質問されましたので、私のほうも数字を上げてお答えしたいというふうに思ひます。

まず、給与収入者、先ほど200千円と言われましたが、大体それと同じような形になるんじゃないかと思ひますけど、年収4,500千円の方、それで妻と子供2人ということで計算し

ますと、給与所得控除後の金額が3,060千円になります。これは給与で言う経費を引いた残りの額ですね。それでこの額が、18年度と19年度の収入が全く変わらずに、そして控除額も変わらなくてという前提のもとでお話をさせていただきます。

まず、課税所得の3,060千円、これは18年度の所得税を計算しますと社会保険料が約12%程度で540千円。これは住民税も変わりません。配偶者控除が380千円、住民税は330千円ということで、ここで50千円差があります。それから、扶養控除が2人で760千円ということで、1人380千円ですね。住民税控除が330千円ですので、ここでも50千円差があります。それから、基礎控除が所得税は380千円、住民税は330千円ということで、ここでも50千円差があります。これを計算しますと、所得税の課税所得額が1,000千円になります。18年度はですね。これを所得税、18年度は10%でございますので、所得税からいきますと100千円の所得税を納めておられたと。ただし、18年度は特別減税が、定率減税がございましたので、1割、10%減額して90千円を納めておられるということになります。

それから、住民税、18年度分を申し上げますと控除額がそれぞれ50千円ずつ違いますので、約200千円控除額が所得税とは違います。したがって、住民税は課税所得が1,200千円になります。その5%をおいただきしております。もうこれは確定ですね。それで60千円ということで課税をいたしております。

ただし、ここでも、住民税でも定率減税がっております。7.5%、4,500円ということで、税金としては55,500円納めておられるという形になります。したがって、実際は160千円の税額なんですけど、定率減税を差し引きますと所得税、住民税合わせて145,500円、18年度は納めておられたと。

それで、19年度を計算しますと、今申し上げましたとおり課税所得は1,000千円と1,200千円が変わりません。したがって、所得税の課税標準額は1,000千円ということで、19年度は半分の5%になっております。したがって、所得税は5%。

それから、住民税は課税所得が1,200千円になります。この10%ということで、去年の所得税と比べますと課税所得が200千円多くなったのに1割を課税するという形になりますので、120千円という形に住民税はなります。

ただし、ここで調整するというので、所得税と住民税との控除額の差がございますので、さっきの200千円に税率の5%、差額の5%を掛けまして、10千円を調整控除ということで住民税から差し引きます。したがって、住民税は110千円、所得税は50千円ということで、合計いたしますと160千円になります。したがって、所得、それから所得控除が変わらなければ160千円、160千円で同じ額になります。ただし、18年度と比べた場合、先ほど申し上げましたとおり14,500円の定率減税がっておりますので、単純に比べればその差額だけ19年度が高くなったというふうな見え方になります。

それから、今申し上げましたとおり単純に所得が変わらなければということでございます

が、住民税は、その課税の根拠となるものが18年度の所得を基準にして計算いたします。所得税は19年度の所得を基準にして課税いたしますので、19年度の所得が上がれば当然、所得税は5%といえども上がってくるという形になります。ただ、その辺は、まだ19年度は現在進行形ですので、1年終わってみなければわかりません。したがって、サラリーマンの方は年末調整の時点で精算をいたしまして、所得が多くなければ上がっておりますし、所得が全く変わらなければ今言ったような形になるというふうに思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほど1回目の質問で少し省いて2回目に回しましたので、これから順次質問をしていきたいというふうに思います。

まず、一番最初のオープン教室について、私が何でこの質問をしたかといいますと、これは私なりにちょっと調査をしてみました。県内の学校で28校、このオープン教室を取り入れた学校がございます。そして今現在では、その中で19校がそれを取りやめているという状況です。全体の約7割です。こういった状況がありまして、特にその取りやめた一番の原因というものが何だったか、これは19校中19校が外部の音や視線が気になり授業に集中できないということで、19校はこれに防音壁をつけたり、取りやめたりしている状況でございます。

こういったことに関して、先ほどの御答弁からいきますと、これと全く相反した答えになっているような気がいたしますけれども、この件についてもう一度、御答弁をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

徳村議員の2回目の御質問にお答えいたしたいと思います。

私のほうも、今、全体的な県内での調査がっておりますので、まだ未集計でございますが、全体的な把握をいたしておりませんが、私が知るところですと理由をです、議員はオープン教室をやめた理由が、外部の音が気になると思うというようなことで上げておりますが、それも1つ要因としてあるかもしれませんが、基本的に私どもが聞いておる、例えば佐賀市とか武雄市に聞きますと、やはり改修に経費がかかると、大規模改造するときオープンのままですと相当の経費がかかるというようなところから、単純に改修のコストの比較の中でオープンをやめたというような、我々にはそういった情報もあるわけございまして、一概にこの外部の音が云々ということではないと私のほうは認識をいたしております。

そういう中で、先ほども申し上げましたけれども、学校といたしましては施設があるわけでございます。その建物の持つ特性というものもあるわけでありまして、その建物のつくりを生かした、特色を生かした教育を行っていくというのが学校現場の務めであろうということでもありますので、明倫小学校としては相当時間割を考えたり、それから授業のメニューを考えたり、そういう中で、この与えられた明倫小学校というオープンスペースを生かした、子供たちに有効な教育を提供していくという使命を今やっておるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

この改修に関しましては、もちろん結構な、大きな予算がかかるということはわかりますけれども、これをすぐに実行してほしいということを私は申し上げているわけではないんです。これは6月議会の中でも申し上げましたように、検証していただいたり、あるいは検討していただくということをしていただきたい。特に明倫小学校に関しましては、もう15年過ぎていると思いますけれども、15年が過ぎて一度も検証していないということ、そのもののほうが私はおかしいような気がするんです。ですから、こういう質問をしているわけですが、少なくともこれを検証とか検討の対象にさせていただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

3回目の徳村議員の御質問にお答えいたしたいと思いますが、17年たって検証を一回もしていないということではありませんで、基本的には1年に1回、校長会は年4回ありますけれども、その中で1年に1回は、この学校での問題点あたりをすべて教育委員会のほうに報告してもらうというやり方をやっております。

それから、もちろん教育長は教育長で、教育委員と一緒に学校現場に1年に1回は授業訪問をして、学校訪問をして検証すると。そういった地道な詰めはやっておるわけでございます。そういう中でも、今回やはり議員のほうからも御質問があった、御指摘もあったものですから、6月議会終了後におきまして、我々といたしましても校長会におきまして、これらの議会での質問や答弁内容などを報告いたしております。これはすべて行いますけれども、その中でも特に明倫、北鹿島のオープンスペースの関係につきましても報告をいたしまして、かつ、まず現状をですね、どうなんだろうという学校現場の生の声を把握していただきたいということでのお願いはいたしておるところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほど、検証を毎年されているということでしたので、この検証結果を後から、後日でもよろしいですから、いただきたいと思います。課長、よろしいですか。検証結果を後からいただくということ。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

検証というのは、いろんなまとめ方があろうかと思いますが、今ありましたように、やっぱり一番いいのは、私自身、教育委員会に関係する者が直接足を運んで現場を見る、そして子供たちの授業の光景とか、そういったものを見て、そういう感想等をきちんと集約して次に生かすと、こういったものが一番説得力があろうというふうに思います。

それで、実際見てみますと壁に仕切りがありませんので、音が漏れる度合いというのはどうしてもありますよ、現実。しかし、行かれてわかるとおり、横に立ちますと、確かに筒抜けになる分もありますけれども、教室の中に入れば意外と消音というのがあるという実感が、私自身しております。こういったものも検証になると思うんですね。

それから、子供たちの様子からすると、そう気にするでもなく、学習への集中力という面でも他校に比べて決して見劣りするものではないというふうに私はとらえております。例えば、学力テストなんかのデータを見ましても、その影響はほとんど見られないという実態があると。これが何よりも一つのあかしではないかなと思います。

それから、明倫小学校を卒業した中学生あたりに率直なところを聞いてみたわけですが、卒業生ですからね、ほかのクラスとの交流とか開放感、それから動きやすさとか活動の楽しさ、こういったものが非常に感想として述べられておりましたし、音がうるさいとか、やかましいとかいうのは、ほとんど彼らの口からは出ませんでした。

それから、中学校の先生方に、明倫の卒業生がどうかという様子をちょっと伺ったわけですが、整列の仕方とか話を聞く態度、これが非常に顕著な特色として見られていると。この辺がむしろメリットではないかなと。そういうことで、何かデータのものの検証というのを、私自身いろんな方面から、こういうふうなことでのとらえ方をしているというのをお知らせしておきたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

できればですね、その検証というのは文書に残していただいているんですかね。もし残っているのであれば、それをぜひいただきたいと思うんですけれども。（「今んところが検証とい

うことやろう」と呼ぶ者あり) さっきのが検証ということですか。(「そうです、そうです」と呼ぶ者あり)

私の中でその検証というのは、きちんといろんな組織体ができ上がって、その中でみんなでいろんな項目を決めて、そして、それがどうだったのかということを決めていくのが検証だと思いましたが、先ほどの1人に聞いたとか、子供たちに聞いたとか、それだけではちょっと内容が薄過ぎるような気がするんです。だから、できればですね、検証ということであればぜひきちんとした形でやっていただきたいというふうに思います。もうこれ以上、答弁は結構です。

先ほど、子供は気にしないと言われますけれども、子供は与えられた環境の中にそのまま行くだけですから、いいも悪いもないと思いますので、ぜひこの辺はですね、子供たちのことは我々大人がきちんと考えながら、子供たちを最高の場所に送ってあげるとするのが私たちの仕事じゃないかなと思いますので、ぜひその件についてはよろしく願いいたします。

そして次に、6月議会の中で、先ほども言いましたけれども、議案審議の中で不登校と絡めて質問をしましたがけれども、検証とか検討とか、ここでも私申し上げましたけれども、ここで何かしらアクションを、私が質問した後に、教育長、あるいは教育次長なりに何かしらアクションを起こしていただいたかどうかということを確認の意味で質問いたします。

○議長(橋爪 敏君)

小野原教育長。

○教育長(小野原利幸君)

検証ということで、ちょっとつけ加えますけど、こういう公式の場で私がそのようなことでまとめさせていただいたのが、何よりの一つのあかしだというふうにとらえていただきたいと思います。

それから、議会後に何らかのアクションを起こしたかということですが、これは6月議会で議員から御質問があったから動くということではなくて、もう日常的に今のような懸念というのは、私自身いつも、ないことはありませんので、そういうものはやっているつもりであります。

ちょうど6月議会の直前に、実は学校訪問をしていたわけですね。そのときに全学年、全学級を見て回ったわけでありまして。だから、明倫小に限らず、計画的に必要なに応じて何回となくやっぱり学校には足を運んで、その時々の実情というのを把握するのが私の仕事ですから、このことは怠りなくやっているところであります。だから、そういったことが、実情を把握しているというのが、御指摘の趣旨に沿えるアクションであったろうというふうに思いますし、今後もそのようなことは確実にやっていきたいというふうに思います。

○議長(橋爪 敏君)

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ぜひですね、これはもう子供たちのことですね、子供たちのために何がいい方法かというのは、鹿島市内はすべて教育長の考えそのものにかかっているような気がいたしますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

次に、まちづくりの駅前開発の部分ですけれども、当市の市内の業者が再生されようと、先ほどの御答弁の中では、いろいろ制度のお話もされているということをお伺いしましたけれども、ぜひこれはいろんな対策を含めて、その市内の業者さんと話し合いをしながら、鹿島市全体の活性化につながるような話し合いをしていただきたいというふうに思います。

そして次に、企業誘致についてでございますが、当市は他市に比べまして非常に——非常にと申すわけない言い方をしますけれども、企業誘致の数が若干少ないような気がいたしますけれども、これについての原因というものを把握しておられれば、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

他市に比べて誘致企業数が少ないじゃないかというふうな御指摘ですね。先般、人口増の対策の特別委員会がございましたので、出席させていただきまして、現在までの進出企業の概要を報告させていただいたところでございます。現在まで市外からは12社が進出してきていただいて、従業員の総数が合計で1,019名になっていますよという御報告をしたところでございます。鳥栖とか伊万里とかそういった他市と比較したときには、確かに進出企業の数は少ないと思います。思いますが、そういう状況の中でも、現在、県を介して3社程度、打診が来ているというのもまた現実なんです。だから、こういった3社が来て、3社が全部実現すればいいんでしょうけれども、よそもその3社のうち1つでも実現すればいいというふうな、非常にお互い努力をしているところでございますけれども、引き続き頑張っていきたいというふうに思っています。

進出企業が少ない原因はというふうなことでございますけれども、1つは造成済みの団地がほとんど埋まってしまって、余地があるのが少ないというのが原因かと思えます。大村方と浜の団地は既に完売をいたしておりますけれども、谷田に残地が幾らかあるというふうな状況でございます。そういった状況の中でも、一昨年と昨年には2社、NKフーズ、旧片山畜産さんと、JAビバレッジさんが来ていただいたという実績もあります。

こういった現状を踏まえまして、工場団地の新規造成というふうなことも視点としてありますけれども、私どもは県営の団地をぜひつくっていただきたいということでお願いをずっとしてきましたけれども、県の基準としては20ヘクタール以上を開発の目安としているとい

うふうなことで、それ以下は市町村で取り組んでいただきたいという方針でありますので、なかなか厳しい状況でございます。

したがって、今後、市独自で団地を造成するかどうかというところにつきましては、現在のところその方針は出しておりません。そういうところまで至っておりませんが、もう一つ、県が推進している即戦力工業用地対策事業というのがあります。これは造成まではなくて、事前に地権者の了解を得とって、そして登録をしておく。そして、引き合いがあれば具体的にその開発を進めていくという、そういった制度もありますので、当面はこの制度に沿って取り組みを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

企業の誘致数が少ないという部分で、以前から企業誘致に対して私は何回か質問をしてまいりましたけれども、現在に至るまで県外からの企業誘致数は、平成3年から平成17年までは、これは当市の報告によりますと6件と。ちなみに、県南西部におきましては武雄が9件、多久市が19件、そして唐津市が12件、伊万里が19件となっております。鹿島市がこの中でもやっぱり少ないということでもあります。

その要因として大きいのが、やはり幹線道路の問題ではないかなというふうに考えております。県内の8つの工業団地を見ても、高速インターからほとんど10分以内に工業団地があります。しかしながら、鹿島市の工業団地というのは、一番近いところから25分というふうな形になっております。難しい問題ではありますけれども、ここに企業誘致に必要な幹線道路の整備ということがつながってくると思いますけれども、この道のことに関して、幹線道路づくりということに対して当市はどのように考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

企業誘致の関係で、企業誘致に必要な幹線道路についてどのように考えているのかということでございますけれども、市といたしましては、まず、この幹線道路の位置づけですが、有明海沿岸道路を1つの幹線道路と位置づけております。もう一つは、鹿島から武雄を結ぶ高規格道路として佐賀県南西自動車道、この2つを企業誘致に必要な幹線道路と位置づけております。

そのうちの1つですけれども、有明海沿岸道路の福富―鹿島間、これは延長9キロでございます。につきましては、平成17年3月に整備路線として指定をされ、平成18年12月か

らは環境影響評価法の規定に基づきまして方法書の縦覧が実施されたところでございます。このことによりまして、着工に向けて着々と進んでいる状況でございます。その前の区間が佐賀福富道路ですが、もう既に着工はなされておりますので、それにつながる道路でございます。

もう1つ、佐賀県南西自動車道につきましては、今後も民・官一体となって建設に向けて運動を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

先ほど、沿岸道路、南西自動車道というお話が出てきましたけれども、これは鹿島市だけでできる問題ではないということですから、県や国の力をかりなければならないというところも出てきますけれども、具体的にはどのような活動をされているのか、お伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

この幹線道路の建設促進に向けましては、まず期成会をつくっております。この期成会には行政はもちろん、商工団体、農業団体、それから漁業団体ですね、こういった方々、官民一体となって期成会をつくって毎年総会等をやっております。それとあわせまして、県あるいは国への要望活動をやっているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

ぜひその件につきましても、一日でも早くですね、それが早期着工に向けて鹿島まで来るように努力をしていただきたいと思います。

それでは次に、昨年2件の企業が鹿島市に来ていただいておりますけれども、全体的に見て、やはり求人数がどうしても少ないというような気がいたします。人口が減っていく原因というのはまさしくそこにあると思いますけれども、鹿島市内のここ数年間の求人件数、それと雇用件数、これがわかればお伺いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えをいたします。

雇用の状況ということで、ちょっと資料が今私の手元にありますので、それを申し上げます。求人数のデータは、調べまして後ほど回答させていただきたいと思いますが、できるだけ鹿島の状況がわかりやすいのがいいだろうというふうなことで、ちょっと古くなるかもわかりません。17年の国勢調査というのがございましたので、この数字を申し上げてみたいと思います。

17年10月1日現在でございます。15歳以上の就業者数と雇用状況の調査ということで、就業している総数は1万6,528人。1万6,528人が就業されて仕事をされておって、雇われている、いわゆる雇用者の数はこのうち1万1,021人という数字が出てきております。このうち、常雇いは9,257名、臨時雇いが1,764人というふうになっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

人口減の原因だというふうに断定されましたが、それは違います。鹿島市が市になりましてから、私が市長になる前年の平成元年までと、市長になった平成2年から現在まで、全部統計をとってみますと、転入と転出の差、これが以前より半減しております。つまり、転入する人、転出する人の差が、転出の方が大きかった、その差が半減しておるんです。そういう統計とですね、結局、鹿島市の原因は、その数字を合わせますと——後でお見えになったら説明しますが、少子化なんですね。これが鹿島市の人口減の一番大きな要因であります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

求人件数というのは後日お知らせいただくと……

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

先ほど、現在雇用している状況、雇われておられる方たちの状況ですね、雇われているとか、仕事をしている方。これから申し上げますのは、ハローワーク管内の求人数でございます。18年度が、ハローワーク全体で3,822人という数字が出てきています。これを人口比で鹿島市に置きかえますと1,527、これが新規求人数。そのうち就職件数が——あっ、これは全体ですね。済みません、これはハローワーク全体で1,527という数字が出てきています。鹿島の部分だけはちょっと今出していませんけれども、そういう表が手元にありましたので、

御報告させていただきます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

多分、ハローワークは鹿島市だけじゃなくて、嬉野とか鹿島とかいろんな地域が入って1つにまとまっていると思いますので、鹿島市だけというのはもしかしたら難しいかもしれないですね。できれば市単独でもそういった調査をされてみて、ある程度、わかる範囲でいいですから、これは把握しておかないと、雇用創出、創出といっても最終的に何を基準に創出がふえたかということもわからないと思うんですね。だから、できれば少なくともそこは把握をしておくべきじゃないかなというふうな気がいたしております。

そして、先ほど市長、少子化が問題ということをおっしゃられましたね。確かにそれも大きな原因の一つであると思いますけれども、私もこれを少し調べてみましたけれども、平成17年度は出生数が272人で、死亡数が344人です。これで自然動態が72人減っております。そして、それよりも社会動態の方が平成17年度で転入が861人、転出で1,120人、259人減ということになっております。これを見ますと、自然動態で72人が減っておりますけれども、その約4倍近くですね、3.5倍の259人が転出で減ということになっておりますから、数字の上から見ても雇用がやはり減っているというふうな状況がうかがえるように思います。

そしてまた、さらに常住人口と昼間人口ですね、これを比較してみますと昼間人口が少ないわけですね。昼間人口が少ないということは、市外に働きに行ってる方がいらっしゃるということですね。これらを踏まえて、市全体の発展をまずは第一に考えていただいて、雇用の創出ということを念頭に置いて頑張っていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

社会動態という概念もおわかりだということでそのまま言いますが、社会動態は、もともと鹿島市は転出の方が物すごく多かったですね。先ほどのような統計をとって見ていただければおわかりになると思いますが、その社会動態の転入より転出が多い、その差が半減していると。だから、以前と比べれば随分それが改善されていると。そういう意味であります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

わかりました。ありがとうございます。

3番目の税金に関する問題ですけれども、先ほど課長の答弁の中で、最終的にこれをまと

めてみますと年間通してやはり上がっているということで理解してよろしいんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

18年度と19年度と比較したわけですけど、18年——平年ですね、平年と比べますと160千円、160千円で変わりませんよと。ただ、18年度までは定率減税があっていたから、納める税金は14,500円少なくなっております。そのためその分ふえておりますと。

それから、その分とちょっと別にいたしまして、今度は住民税と所得税の実施時期というのをちょっと頭に入れていただきたいというふうに思います。

まず、給与所得者につきましては、住民税は19年5月から既に10%高い方の税率で課税して、もうこれは確定いたしております。あと所得税は源泉をされておられます。これは、19年度中に大体これくらい所得があるだろうという見込みで源泉をされておられます。したがって、課税ベースが住民税は18年度の所得に課税、所得税は19年度中の所得に課税ということでベースが異なってきますので、所得が上がってくれば上がるということで理解していただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

所得が同じであれば、そしたらもう帳じりが合うということで理解しましたけれども、そしたら、定率減税が廃止になったということが重なって増税感があるというふうにとらえていいんですかね。——わかりました。ありがとうございます。

まあ、それだけじゃないような気はいたしますけどもね、何となく税金が上がったような気がするんですね。19年度の年末調整あたりも、多分、市民の方々も見て計算されるかもしれないと思いますけれども、そのときに今のような御答弁、はっきりしていただいたんですけども、もし上がっているような状況であれば、これはちょっと少し問題が出るんじゃないかなという気はいたしますけれども、そういうふうな理解をしてよろしいというわけですね。——わかりました。ありがとうございます。

あとは、これは市県民税が上がって所得税が下がったということですけども、退職をされた方ですね、要は18年度に退職された方については所得が発生しないということになってきますけれども、その点についてはどうなんですかね、やっぱり増税じゃないですけども、ちょっと上がっているということで理解してよろしいんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、住民税は19年度から高い税率で負担をしていただいております。所得税は19年度中の所得に賦課をいたします。したがって、19年度中に退職か、18年度中に退職かされて、19年度中の所得がゼロ、ないしは19年度の所得税がかからない方につきましては、所得税率0.5%という下がった税率の恩恵を受けませんので、住民税が先に1割という上がった税金で徴収いたしておりますので、これは上がった分、5%分は先に住民税をもらっておりますので、その分は20年、19年度分の確定申告をされた後、所得税がゼロになったから自分は安くなった税率が適用されておられませんという形になりますので、その方々については、住民税が5%高くなった分は申告によりお返しにいたしますという形になります。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

済みません、ちょっと少し理解できなかつた部分があるんですけども、ふえるということと理解してよろしいんですかね、ふえるということ。最後に調整してお返しするというと、じゃあふえないということと理解してよろしいんですね。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

19年度分の所得がふえられた方、この方たちについてはふえます。たとえ5%安い税率を掛けても、平年度と比べますと所得が上がった分は高くなります。所得が同じであればプラス・マイナス・ゼロなんですけど、所得が上がれば上がった分だけ高くなります。トータルすればですね。19年度中の所得が上がればですよ。（「退職者については」と呼ぶ者あり）

退職者については、19年度中の所得がない方とか、それから19年度中の確定申告をされてゼロになられる方、この方たちには所得税はかかりませんので、住民税で先に10%の税率でおいただきしておりますので、減税の効果を受けられないという形になるわけですね。したがって、先ととった5%分はお返ししますということで、所得が上がられた分と所得がゼロになられた分というのは違います。その辺はそういう理解をしていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

10%先に市県民税をいただいて、その後に5%を返すということであれば、5%上がるということですかね。5%ですか。10%上げて5%下げるわけですかね（「10%に上がりましたので、5%だけ……」と呼ぶ者あり）えっ、済みません。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

住民税は、さきに19年度——ことしですね、ことし既に1割、10%でもろうととですよ。それで、本来ならば来年もずっと10%でいくんですけど、所得税はことしの所得を基準にして19年度の確定申告されるわけですね。したがって、来年の所得税は5%なんです、所得が出られれば。そいぎ、従前は住民税5%やったんですよ、18年度までは。（「住民税というのは市県民税ということですか」と呼ぶ者あり）市県民税。18年度までは5%やったんです。それが税源移譲で10%になりましたと。それで19年度でそれは課税をいたしておりますと。所得税は18年度までは1割でございました。それで19年の所得から5%になりますと。だから、所得があられる分は、増になられる分は当然ふえられますと。住民税の分は、19年度の所得税がかからなければ、さきに住民税は通常の税源移譲した10%でもらっておりますので、従前の税率で御負担をしていただきますと。したがって、多くもらっていた5%の分は申告によりお返しいたしますということでございます。（「今までが5%ということ言うたらんやったけんね」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

納得いたしました。先ほど課長がおっしゃったように、従前が5%だったということを私は知らなかったものですから、それでちょっと間違った解釈をしておったようでございます。

この税源移譲に関して、やはり市民の方からいろんな質問を受けたりもしました。幾らかは答えることができたんですけども、やはり確実に答えるとなると、どうしても詰まって、その先から答えが出なかったような経緯もありますので、ぜひこの件につきましては、また機会があればですけど、以前市報とかにも載ってございましたけれども、そういったところで少し説明をなされておったような気がいたしますけれども、できればですね、大事なことですから、きちんと説明をもっとしていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

以上で7番議員の質問を終わります。

よって、本日の日程はこれにて終了いたします。

次の会議は明12日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 4 時15分 散会